

## 第3回定例会議事日程（第2号）

### 第1 一般質問

田畑和彦君

#### 1. 企業誘致の促進について

- (1) 西薩中核工業団地へ新たに進出する企業の状況と本市への経済効果について伺う。
- (2) 新工業団地の整備状況と今後の企業誘致対策について伺う。

#### 2. 住民サービスの向上について

- (1) 各種証明書発行が可能となった、コンビニ交付サービスの令和3年度の実績とメリット・デメリットについて伺う。
- (2) 窓口交付を困難とする高齢者に対し、新たに各種証明書の発行が可能となる方策について伺う。

#### 3. 遊休農地について

- (1) 遊休農地の現況について伺う。
- (2) 遊休農地を解消する本市の対策について伺う。

#### 4. 職員研修のあり方について

人材育成の一環として職員研修が計画的に実施されていると思うが、これまでの取組内容と今後の計画について伺う。

東 育代君

#### 1. 男女共同参画の推進について

第3次いちき串木野市男女共同参画基本計画（平成30年度～令和4年度）の最終年度を迎え、基本計画や重点的な取組をしっかりと検証することが、次の第4次計画策定に繋がると考える。

- (1) 第3次計画で掲げた「基本目標」及び「重点的な取組」、「基本計画の推進」の検証、成果を伺う。
  - ①男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実について伺う。
  - ②男女の多様な働き方を支援する就業環境の整備の充実について伺う。
  - ③政策・方針決定への女性参画の拡大について伺う。
  - ④地域・防災における男女共同参画の推進について伺う。
  - ⑤生涯を通じた男女の健康の保持・増進について伺う。
  - ⑥男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶について伺う。
  - ⑦生活上の困難におかれやすい人々への対応の充実について伺う。
  - ⑧男女共同参画推進懇話会と推進会議の充実について伺う。
- (2) 第4次いちき串木野市男女共同参画基本計画策定に向けた具体的な取組と考え方について伺う。

#### 2. ファミリーサポートセンター事業について

- (1) 依頼会員、提供会員の現状と課題について伺う。
- (2) 市役所子どもみらい課内にあるファミリーサポートセンターの現状と移設の必要性について伺う。

西田憲智君

#### 1. 行財政全般について

- (1) 行財政を改善させる自主財源確保へ向けた将来の展望について、市長の考えを伺う。
- (2) 市職員の定数管理の在り方について伺う。
- (3) 指定管理者制度の成果とこれからの在り方について伺う。

#### 2. 教育行政について

- (1) 学校教育の充実について
    - ①幼稚園・小学校・中学校・高校間の連携について伺う。
    - ②学校規模による教育格差について伺う。
  - (2) 不登校・学校不適應・学級不適應の児童生徒への支援について
    - ①多様化する児童生徒指導体制について伺う。
    - ②「子ども第三の居場所」事業の取組について伺う。
3. 福祉行政について
- (1) 「重層的支援体制整備事業実施計画」策定について伺う。
  - (2) 重度心身障害者医療費助成金支給システムについて伺う。

高木章次君

1. 川内原発について
- ウクライナへの侵略により、原発は脅迫・攻撃対象となることが明らかになった。中国・北朝鮮・ロシアによって発生している東アジアの緊迫した状態が落ち着くまで、原発の速やかな停止を求めるべきではないか。
2. 原子力防災計画について
- (1) 安定ヨウ素剤の事前配布について
    - ①本市の事前申請者が極端に少ない。本年度の申請者数を増やすために、市として理解活動・広報活動を積極的にすべきではないか。
    - ②原子力防災訓練では、「確認票」により模擬安定ヨウ素剤が配布されたが、確認事項はヨウ素アレルギーの「ある・ない」だけである。郵送による事前配布など、もっと積極的にできるのではないか。
  - (2) 屋内退避時の被ばくについて
 

令和3年12月定例会の一般質問の中で、「確率的影響リスクを低減するためのIAEAの包括的判断基準を下回っており、UPZ内における緊急時の初動対応として屋内退避を基本としている原子力災害対策指針の考え方は妥当であるとされている。」との答弁があった。基準を超えなければ良いというレベルではないと思うが、見解を伺う。
3. 学校給食について
- 本市は「食のまちづくり」の取組を推進していることから、無農薬・低農薬・有機栽培による学校給食については、できることから積極的に取り組むべきではないか。

吉留良三君

1. 鳥獣捕獲体制の強化について
- (1) 今日の被害状況から、鳥獣捕獲事業補助金の通年的対応が必要と思うがいかがか。
  - (2) 被害を減らすためには猟友会の方々の協力が不可欠であることから、猟友会員の技術力向上や人材育成のための研修等が必要ではないか
  - (3) サル捕獲用の罟の試験的導入を表明されたが、積極的に推進する考えか、また、見通しはどうか。
2. 職場環境改善の取組について
- (1) 「イクボス宣言」の実効性ある取組について伺う。
  - (2) 病気休職者もみられるが、メンタルヘルスについてどのように考え、また、復帰に際しどのように対応しているか。
  - (3) これまでの定数減で、職員の負担が増していないか。また、定数減に応じた業務量になっているか伺う。
3. 人材育成について
- (1) 本市は人材育成基本方針を定めているが、これまでの成果と課題について伺う。
  - (2) 人材育成を効果的に推進するため、必要な部署への専門職の配置・育成についてどのように考えるか。

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

本会議第2号（6月14日）（火曜）

出席議員 16名

1番	西田憲智君	9番	大六野一美君
2番	田畑和彦君	10番	東育代君
3番	高木章次君	11番	中里純人君
4番	江口祥子君	12番	竹之内勉君
5番	吉留良三君	13番	下迫田良信君
6番	松崎幹夫君	14番	原口政敏君
7番	田中和矢君	15番	福田清宏君
8番	中村敏彦君	16番	濱田尚君

---

欠席議員 なし

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	岡田錦也君	主	査	岩下麻衣君
補	佐	石元謙吾君	主	査	福谷和也君

---

説明のため出席した者の職氏名

市	長	中屋謙治君	市民生活課長	久保さおり君
副市	長	出水喜三彦君	農業委員会事務局長	平川秀孝君
教育	長	相良一洋君	農政課長	下池裕美君
総務課	長	山崎達治君	子どもみらい課長	立野美恵子君
企画政策課	長	北山修君	学校教育課長	藏菌孝一君
財政課	長	宮口吉次君	経営改革課長	宮口吉次君
市来支所	長	橋口昭彦君	福祉課長	久木田聡君
教育総務課	長	瀬川大君	まちづくり防災課長	富永孝志君
消防	長	谷口浩貴君		

---

令和4年6月14日午前10時00分開議

△開 議

○議長（濱田 尚君） これから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（濱田 尚君） 日程第1、一般質問を行います。

これより、通告順により、順次、質問を許します。  
まず、田畑和彦議員の発言を許します。

[2番田畑和彦君登壇]

○2番（田畑和彦君） おはようございます。

第5期いちき串木野市議会議員選挙におきまして、多くの市民の方々の心からなる熱い御支援を賜り、当選の栄に浴させていただきましたことはもったいないほどありがたく、あわせて、責任の重さを痛感し、負託に応えるべく決意を新たにしているところであります。

その上、本日は議員の皆様のご理解、御協力をいただき、こうして一般質問の壇上に立たさせていただきましたことは、私の無上の喜びとするところであり、厚く御礼を申し上げます。

ロシアの文豪トルストイの書に「人間はそれぞれ自分の裁判官を持っている。善悪を判断する良心がそれである」との一節があります。トルストイを生んだロシアの国の指導者は、事もあろうに平和の世界秩序の中で、問答無用と一方的にウクライナ侵攻を4か月近くも続けており、残虐非道極まりない行動によって、多くの尊い人命が犠牲になっております。犠牲者の方々の御冥福をお祈りするとともに、一刻も早いまちの復興を祈念するものであります。また、プーチン氏が残虐と殺りくをやめ、秩序と人道に則った裁判官としての良心を取り戻し、一日も早く戦争を終結させ、両国に平和で豊かな暮らしが戻ることを切望するものであります。

それでは、先に通告いたしましたことについて、質問をいたします。

まず初めに、企業誘致の促進についてであります。

西薩中核工業団地は当局の企業誘致努力により、52.5ヘクタールのうち、約98%近くが分譲され、残りはわずか1.3ヘクタールとなり、ほぼ埋まった状況となっております。進出、立地された企業数は25社で、8割が地元企業であります。

地元企業が大部分とはいえ、各社進出企業は最新設備の導入による生産性の向上、作業環境の改善などを図り、経営が未来永劫に継続できるよう投資をされ、長期的にわたり雇用の創出や税収増の効果、地場企業との受発注機会の拡大など、地域経済の活性化に多大な効果をもたらしております。

現在、進出予定のプリマハムは60年以上にわたり、本市経済、産業の牽引者として、さらには多くの雇用を確保していただくなど、多大な貢献をされてこられました。そのほかヒガシマル、エルスなど進出が予定されており、市民の皆さんはさらに大きな希望と期待を持って寄せておられます。

そこで質問ですが、新たに進出する企業各社の状況と本市への経済効果についてお伺いし、壇上からの質問といたします。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） おはようございます。田畑和彦議員の御質問にお答えをいたします。

西薩中核工業団地への企業の立地状況、それから、本市への経済効果についてでございます。

おかげさまで西薩中核工業団地への企業立地につきましては、令和3年3月、プリマハム株式会社鹿兒島工場と株式会社エルス、さらにヒガシマル株式会社の3社と立地協定を締結いたしました。分譲率は98%、残り区画約1.3ヘクタールという状況でございます。

企業立地に伴う経済効果につきましては、雇用の場の確保はもとより、工場建設に伴います建設関連への波及効果のほか、税収の増などが期待されるところであります。

なお、お尋ねの企業の操業開始及び雇用見込みについては、担当課長のほうから答弁をいたさせます。

○企画政策課長（北山 修君） 新たに進出される企業各社の状況といたしまして、操業開始予定を申し上げますと、ヒガシマル株式会社が今年10月、株

式会社エルスが今年12月、プリマハム株式会社が令和5年、来年1月の予定と聞いております。

また、新規雇用予定者数でございますが、ヒガシマル株式会社が11人、株式会社エルスが3人、プリマハム株式会社が15人の予定とのことでございます。

**○2番（田畑和彦君）** 今、プリマハムが15名ということだったんですが、今現在、働いている以外にプラス15名ということではよろしいでしょうか。

**○企画政策課長（北山 修君）** プリマハム株式会社におかれましては、新規雇用として15名予定と聞いているところでございます。

**○2番（田畑和彦君）** 本市経済、産業の振興、雇用の機会の増大など、発展への期待が膨らむ答弁であり、その効果が実現することを期待するところであります。

次に、新工業団地の整備状況と今後の企業誘致についてであります。

企業誘致で有名な成功事例に、御高承のとおり、三重県亀山市があります。県と市の補助金で産業クラスターの形成のため、液晶関連の大手シャープを誘致した事例であります。現在ではスマートフォンやタブレット向けの小型液晶パネル生産にシフトし、地域経済の貢献に今でも寄与しております。

また、最近の事例として、兵庫県淡路市では助成金や税制優遇措置を設け、人材派遣のパソナグループを誘致し、東京の本社機能一部移転、1,800人のうち1,200人が淡路市に異動となり、別名パソナアイランドと言われるぐらい様々な事業を起こし、地域の活性化に多大な貢献をしております。

市長から先ほど経済効果に答弁もいただきました。企業誘致や若者の雇用の場が生まれ、収入の安定、子育て世代の定住、人口増効果など、地域が潤う好循環効果が生まれます。したがって、各自治体とも最重要課題として取り組んでおり、まさに企業誘致獲得合戦であります。

本市では、誘致のための優遇措置として、用地取得の30%補助、設備投資の10%補助などの助成制度を設けておりますが、企業進出に当たり、土地購入、設備、建物に巨額な初期投資が必要です。そのため企業誘致獲得合戦に勝つために、思い切って大々

的に土地を無償提供する、設備投資の補助額を増額するといった、今まで以上の大胆な優遇支援策が必要であると思っております。

市長はマニフェストで「稼ぐチカラのコト～力強い産業人材育成～」とし、西薩中核工業団地への企業立地促進と新たな工業団地の造成、企業誘致のため、新工業団地の整備を行うことを掲げられました。

そこで質問ですが、まず新工業団地の計画、整備状況についてお伺いいたします。

**○企画政策課長（北山 修君）** 新たな工業団地の今後の見通しでございますが、先ほど市長のほうから申し上げましたとおり、西薩中核工業団地は分譲率が約98%となりまして、分譲可能面積もあと残すところ1.3ヘクタールとなったことから、さらなる産業振興を図るために、新たな工業用地の候補地を選定する調査を昨年度実施したところでございます。

この調査結果を踏まえまして、用地費や造成に係る概算事業費等を勘案しまして、2ヘクタールから3ヘクタール程度の規模の候補地を選定したところでございます。

今後、この候補地の関係する住民説明会、地権者等も含めて住民説明会等を実施しまして、御理解を得られた段階で用地費の取得、あるいは実施設計に取りかかり、その後、造成工事に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

**○2番（田畑和彦君）** 新工業団地はこれからのようではありますが、周辺住民への説明会を行うということではありますが、丁寧な説明により計画どおりに進捗することを期待いたしております。

次に、先ほど申し上げました企業誘致獲得合戦に勝つための今後の誘致対策について、市長の見解をお聞かせください。

**○企画政策課長（北山 修君）** 企業誘致の優遇制度についてでございます。

本市では、企業誘致の促進のために、県内他市と比較いたしましても遜色のない充実した優遇制度を設けていると考えているところでございます。

具体的に申しますと、工場の建設や施設整備に要する経費の10%を補助する設備投資促進補助金、それから、新たに地元出身者を雇用した場合に1人当

たり50万円を補助する雇用促進補助といったもののほか、事業所用水使用料補助や給水装置設置補助などの補助制度を設けているところがございます。

また、10年間無償で土地の賃借が可能となります事業用定期借地権設定制度のほか、国におきましても、電気料金をおおむね8年間分補助する原子力発電立地周辺地域企業立地支援給付金といったものもありまして、初期投資やランニングコストの軽減が図られるよう、進出企業の安定経営を支援しているところがございます。

当面の間は、こうした補助制度、支援制度を活用しながら、積極的に企業誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

**○2番（田畑和彦君）** 企業誘致促進については、議会も同じ思いであり、そしてまた市民も熱望しております。

先ほどございましたが、他市と遜色がないというお話がありましたが、いま一度、他市の事例も参考にしながら再検討され、思い切った支援策をお願いしたいと思います。

アメリカで活躍する大谷選手の実況アナウンサーではありませんが、「アメージング、すごい」と言われる話題性のある魅力的な優遇措置制度を早めに確立し、企業誘致獲得合戦を勝利に導いていただきますよう、さらなる御努力をお願いいたします。

少子高齢化により働き手の不足の問題もあるかと思えます。私ごとであります。先々月、伊佐市にある企業が来年3月末をもって工場閉鎖、300人の従業員の再就職が問題との報道を見て、すぐさま本市にある同業の食肉生産会社の方と一緒に交流のある伊佐市の橋本市長と面談してまいりました。仕事の内容が同じであれば再就職もしやすい。週4日は本市で働き、週末は地元で御家族と過ごすことを選択肢として提案してまいりました。橋本市長は、再就職する人も慣れた仕事で働きやすく、ウィン・ウインの関係になると大変喜んでくださいました。

当局でも既に実行されておられると思いますが、アンテナを常に高くし、情報収集に努め、柔軟に、そして積極的に取り組んでいただくことをお願いしまして、次の質問に入ります。

住民サービスの向上についてであります。

本市は住民サービス向上として、令和3年7月から、住民票の写し、印鑑登録証明書などを全国のセブンイレブンをはじめとするコンビニで、マイナンバーカードを利用し、各種証明書の交付を受けられるサービスを開始しました。コンビニは全国で5万5,000店舗があり、どこの町のコンビニでも休日、夜間であっても利用でき、市役所まで行く必要もなく、住民サービスの向上が図られ、利便性を享受することができるようになりました。

政府はマイナンバーカードに保険証機能を加え、医療機関や薬局の利用などマイナ保険証に取り組んでおり、今年度末までに全国民のマイナンバーカード交付を目指しています。現状の交付率は全国で44.6%、鹿児島県42.2%の交付率であり、目標に対し大幅な乖離があるようであります。

そこで、本市のマイナンバーカードの交付率の状況についてお伺いいたします。

**○市民生活課長（久保さおり君）** 本市のマイナンバーカードの交付率は本年5月末現在57.08%であります。鹿児島県の交付率42.26%、全国の交付率44.66%を大きく上回っております。

**○2番（田畑和彦君）** ただいま答弁がありました。本市の交付率が57.08%。全国、県の実績を大きく上回るものであり、市民生活を守るため、コロナ禍における商品券の発行のとき、カードの取得者に商品券一口上乗せした施策と、全国に先駆けた当局の努力と工夫、そしてまた、市民の皆様方の御理解と御協力の賜物であり、誇れるすばらしい交付率であると思えます。

しかし、マイナンバーカードの交付はマスト事項であり、デジタル社会の恩恵を受けるためにも交付率をさらに高める必要があると思えますが、抜本的な対策を計画しているのかをお尋ねいたします。

**○市民生活課長（久保さおり君）** 市役所窓口では無料の顔写真撮影サービスを行い、マイナンバーカードの交付申請をサポートしており、毎月1回、日曜窓口を開設しております。また、国が実施するカード取得者に対するマイナポイント事業の登録や健康保険証として利用するための登録などのサポート

も実施しております。

さらに、来月には窓口でも出先でもよりスムーズに対応できるよう、専用のオンライン申請タブレットの導入を予定しております。このタブレットを活用して、感染症の流行状況を注視しつつ、出張申請サービスを再開するなど、今後も引き続き交付率の向上に努めてまいります。

**○2番（田畑和彦君）** マイナンバーカードの交付はデジタル社会のパスポート的なものと考えます。引き続き工夫を凝らしながら、市民の皆様方に御理解、御協力をいただくよう啓発活動を重ねられ、粘り強い取組で交付率向上への取組をお願いいたします。

次に、令和3年度の証明書交付の実績や内訳についてお尋ねいたします。

**○市民生活課長（久保さおり君）** コンビニ交付サービスの令和3年度の実績についてであります。

令和3年7月からサービスを開始し、本年3月までの交付件数は1,305件であります。内訳は、住民票の写し606件、戸籍証明書248件、印鑑登録証明書351件、税証明書100件であります。

これは窓口及び郵便請求による全体の交付件数のうち、戸籍証明書など税証明書以外の証明書は約7%、税証明書については約3.2%であります。

**○2番（田畑和彦君）** 次であります。これまでの証明書交付を行った中で、どのようなメリット、デメリットがあったのかも伺います。

**○市民生活課長（久保さおり君）** コンビニ交付サービスのメリット、デメリットであります。

まずメリットとして、祝休日を含め午前6時30分から午後11時まで利用可能であること。全国最寄りのコンビニ等で利用できること。申請書記入の必要がないこと。市役所窓口の混雑緩和による感染症罹患のリスクが軽減されることなどが挙げられます。

一方、デメリットとしては、税証明書は現年度分のみ、戸籍証明書は現在戸籍のみなど、発行できる証明書が最新のものに限られること。住民票の写しに本籍や続柄などの記載が必要かどうかといった職員による説明やサポートが受けられないこと。ランニングコストが年間720万円程度かかることなどが

挙げられます。

**○2番（田畑和彦君）** 次に、窓口交付を困難とする高齢者に対し、新たに各種証明書の発行が可能となる方策についてであります。

コンビニの店舗数は本市でも10店舗あり、いかに便利であるかが容易に想像できます。しかし、私は将来のことを考えると、次の2点を考慮した政策がさらに必要と考えます。

まず1点目は、今、全国的な課題となっております少子高齢化社会に歯止めがかからない状況への対応であります。そこで、市長が言われる2040年には、生産年齢人口の割合が46.2%、老年人口は42.7%、100人中43人が65歳以上の老年人口となる推計であります。

2点目は交通弱者であります。加齢に伴う身体機能の低下などにより、不安を感じた高齢ドライバーの方々が運転免許証を自主返納され、本市でも年間150件の自主返納があります。したがって、交通弱者への対応は重要であると思えます。

知人の大手コンビニ役員の方にコンビニ出店時の判断材料は、要素、要因、いわゆるファクターは何かをお聞きしました。答えは、出店する店舗近隣の世帯数、早朝、夜間、昼間人口などを総合的に評価し、出店を判断するとのことでした。本市にあるコンビニ10店舗中6店舗は国道3号線沿い、3店舗が高速インター近く、1店舗が住宅街で、コンビニの役員が言われるとおりであります。

市内中心部の方々や若い方々はコンビニでの取得は大変至便であります。先ほど申し上げた高齢化、交通弱者、コンビニのない地域、例えば、芹ヶ野、冠岳、生福、荒川、羽島、土川、川北、川南、川上などにお住まいの証明書の受け取りは、さらに困難になることは明白であります。

国では、地方公共団体が地域の郵便局と協力し、住民サービスをより効率的に提供するため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律を制定しました。全国の直営郵便局は2万42局、本市の郵便局は11局、うち九つの郵便局の取扱いが可能と聞いております。既に郵便局での交付を福岡市、南相馬市、千曲市などで取り組んでおりま



す。

高齢化、交通弱者、コンビニのない地域の方への証明書交付を主眼に置き、郵便局での交付を可能にすることは、住民サービスの向上につながる重要な政策になるものと思います。

そこで質問であります。

費用対効果の問題もありますが、将来を見据え、本市でも市民生活の利便性、市民サービスの向上に資するべく、郵便局での証明書交付のサービスを計画的に取り組む必要があると思いますが、市長の見解をお聞かせください。

**○市長（中屋謙治君）** 確かに今、おっしゃいますように、身近な郵便局において証明書等の交付をすることは、特に交通弱者と言われる高齢者の皆さん方、こういう方々には大変に利便性の向上につながるものと思っております。

同時に、今おっしゃいますように、郵便局にこういった交付事務をお願いすることになってきますと、それ相応のコストもかかりますし、機械の導入等々もあろうかと思っております。

こちら辺については、今、先進事例をお述べいただきましたが、こういうところを参考に検討させていただきますが、さらに将来を見据えたときに、証明書というのがいつまで紙ベースで出るものだろうかという、これも少し気になるところでございます。

今、証明書、住民票であったり、税であったり、印鑑であったりという、こちら辺は紙ベースで確認しておりますが、デジタル社会が進んでいきますと、こういった添付書類が果たして紙ベースで必要かどうかという、こちら辺の動きも少し気になるところでございます。併せて検討させていただきたいと思っております。

**○2番（田畑和彦君）** 本市にある郵便局長から、高齢者の方がコンビニに行ったけれど、機械操作が分からず帰ってきた。住民票を郵便局で交付できないのかとのお声をいただいたということをお聞きしました。

予算、費用対効果の関係も重視することは重要ですが、弱者に光を当てるのが政治並びに行政の基本、使命であると思っております。

全ての郵便局の交付が難しい場合は、時間をかけ、計画的に弱者へ配慮したぬくもりのある取組をお願いし、次の質問を行います。

次に、遊休農地についてであります。

遊休農地は高齢化や後継者不足の問題もあり、全国の遊休農地は約10万ヘクタール程度あると言われて、全国的な課題となっております。本市でも農業委員会の前田会長から農業振興に関する意見書の配付がありました。

意見書は、国の農業施策に多面的機能発揮促進事業が取り組まれているけれど、就農者の高齢化により管理が行き届かず、事業協定区域の縮小が進み、基盤整備がされた優良農地でも耕作放棄地が発生し、遊休農地が市内でも拡大している。対策として、一部の地域において再利用のモデル地区を設定し、担い手農家への貸借を前提とした耕作放棄地の再開墾、整地時の機械借り上げ経費の助成制度の創設、農業農用地区内において耕作放棄され、山林化し、耕作再開が不可能な農地が発生している。これらの農地を実情に考慮し、農用地区から除外する見直しの要望であり、本市農業振興施策への反映を切望するものであります。

そこで質問であります。

まず、本市の遊休農地の現況はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

**○農業委員会事務局長（平川秀孝君）** 遊休農地の現況についてであります。

農地法上の遊休農地とは、1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない農地、あるいは、周辺地域の農地と比較して利用の程度が著しく劣っていると認められる農地とされております。

これらの農地は、農家の減少や農業者の高齢化、後継者不足により耕作が困難になったり、体調不良で農業を休むこと等により発生することが多く、令和3年12月末現在約215ヘクタール、農地台帳上の管内の農地面積約1,090ヘクタールの約20%となっております。

**○2番（田畑和彦君）** 遊休農地対策には農家に貸し出す、農地バンクを利用する、市民農園にする、

農地転用などというのがあるようですが、これまで本市で取り組んだ対策、成果はどのようなものがあるのかをお尋ねいたします。

**○農政課長（下池裕美君）** 遊休農地の解消に向けての取組についてであります。

本市の農家は小規模農家に分類される割合が多い状況にあります。農地も中山間地が多いことから、中山間地域等直接支払交付金制度や多面的機能支払交付金制度を活用し、地域の協働による活動に取り組んでいただいております。

また、小規模農家の個々での取組から保全会などの営農組織化の取組、集落営農も推進しているところであります。

さらには、平成26年度から農地中間管理事業を活用し、遊休農地を発生させない取組を進めており、現状といたしましては、市内848人の農地所有者から151ヘクタールの農地を農地中間管理機構が借り受け、農業委員と連携し、認定農業者等へ貸付、営農が継続されており、栽培状況といたしましては、水稻、大麦、レタス、果樹等の栽培のほか、今年度から新規就農者によるレンコン栽培が取り組まれております。

農業の直面している一番の課題は、農家の高齢化、後継者不足であります。まずは農家人口の維持・拡大を第一に配慮の上、各種交付金制度を活用し、地域ぐるみの協働による営農活動を推進することで、営農の継続、さらには遊休農地の発生を抑えることにつながると考えております。

次に、市民農園の活用状況についてでございます。

市民農園は、農家以外の方が野菜や花の栽培を通じて自然に触れ合うとともに、農業に対する理解を深めることを目的に設置しております。前床地区に1区画20平方メートルで48区画整備をしております。現在、そのうち46区画で様々な野菜等を栽培され、利活用されているところです。ちなみに、利用料金は無料でございます。

なお、未利用の区画につきましては、広報紙等を活用いたしまして、公募している状況でございます。

**○2番（田畑和彦君）** 今、いろいろと答弁をいただきました。

農地バンクは農地の所有者と借主の仲介役で賃借料の受払いを一括してくれるメリットがあり、本市でも先ほど話がありましたように、大規模なレタス栽培を行って、農業振興のため、農業農村に活力を与え、そして、何より生産者に目標と希望、意欲を沸かせてくれているゼロプラス松田さんの実績もお聞きしております。このことは、さらに利用者拡大の可能性を秘めた制度であると思います。

また、市民農園についても話がありました。市民農園は、鹿児島市に市民農園整備促進法を活用した休憩所、トイレ、駐車場などの附帯設備を整えた大規模な都市農業センターがあります。このセンターは家族用766区画、団体用44区画、車椅子使用者10区画、計820区画あり、いずれも市民に大好評でキャンセル待ちのようであります。

先ほど話がありました本市でも48区画中46区画の利用があるとのことですが、近年、30代から70代の幅広い世代が農園に興味を持ち、趣味や休暇を利用し、野菜作りに人気があるようであります。

少しでも農業に興味を持ってもらうよう、整備、PR、周知方法を再検討され、今後も取り組んでいただきたいと思っております。

遊休農地は言うまでもなく、火災やごみの不法投棄、病害虫の発生などの原因となり、近隣の住民や農地に悪影響を及ぼし、また、一度荒廃すると元の状態に戻すのに大きな労力と費用がかかるなど、様々な問題を引き起こすこととなります。このまま放置すると空き家問題と同様、将来、大きな問題となることは必至であります。

そこで、先ほど申し上げました農業委員会からの意見書対策の要望として上がっておりました再開墾、整地する際の機械借り上げ経費の助成制度の創設、実情に考慮した農用地から除外する見直しも含め、遊休農地を解消する本市の対策について何かありましたら、市長の見解もお願いしたいと思っております。

**○市長（中屋謙治君）** 今、遊休農地は耕作面積のおよそ20%という状況で答弁を先ほどいたしました。この活用についてということで、確かに市民農園ということで農業に触れ合っていたかどうかという使い方もあるかと思いますが、本業の農業をやりますと

いうと、耕作放棄地はえてして条件不利地が多いという問題もあろうかと思っております。

区画であったり、水利であったり、道路であったり、こういう観点で、今、少し御提言いただきましたけれども、今後の農業規模拡大、そして機械化ということになってきますと、条件不利地、耕作放棄地、基盤整備の可能性ということも場所によっては検討していく必要があるのではなかろうかということも考えているところでございます。

いずれにしても、先ほど農政課長から答弁したような様々な取組を重ねながら、何とか耕作放棄地がこれ以上増えないようにという取組を今後も続けていきたいと思っております。

**○2番（田畑和彦君）** いろいろ御答弁をいただきました。

遊休農地の解決はハードルが高いことは理解しておりますが、コロナ禍やウクライナ危機で穀物供給不足が顕在化したこと、そしてまた、食料自給率が37%の現況を案じ、近々、国では農地活用の後押し、農村地域を支える担い手育成のため、思い切った食料安全保障予算に取り組む計画があるようであります。

農政課長からも話がありましたが、国の種々の支援措置等も注視しながら、そしてまた、市独自の政策も盛り込みながら、解消に向け、計画的に取り組んでいかれることを申し添え、次の質問に移ります。

次は、職員の研修の在り方についてであります。

一人の職員のミスやコンプライアンスを実践しないことは、高い規範意識を持って真摯に取り組んでいる職員のイメージや市の信用失墜に直結することから、教育研修は大変重要であることは誰もが認めるところであります。教育はSD（自己啓発）、OJT、OFF-JTの3本柱と言われます。

そこで、まず公務員としての在り方、役割、責任など、本市における一般的な教育研修を計画的に実施されていると思っておりますが、どのような内容、頻度で実施しているのかをお伺いいたします。

**○総務課長（山崎達治君）** 職員研修の実施状況についてであります。

公務員は全体の奉仕者として、地方公務員法に職

務に専念する義務や信用失墜行為の禁止などの服務が規定されております。このため、新規採用職員については入庁時にサービスの宣誓を行い、公務員としての使命を自覚させるとともに、服務規律の確保や法令遵守など公務員倫理の研修を行っております。また、一般職員につきましても、県自治研修センターで行われます入庁8年目の研修のほか、課長、課長補佐などの昇任時の階層別研修で複数回にわたり公務員倫理などの研修を受けているところであります。

**○2番（田畑和彦君）** ただいま教育内容の御答弁をいただきました。

本市では昨年発生した不祥事を重く受け止められ、市長、副市長、教育長が管理監督の責任を取って給与削減をされました。

そしてまた、緊急の課長会を開催し、再発防止を図られたところでありますが、その後の研修として、公正取引委員会の研修を計画するとの話を伺っていましたが、コロナ禍でこの研修は開催されたのか。もし開催したのであれば、受講人員は何人だったのか。受講した職員が課内で教育内容を共有しているのか。研修内容の横展開、水平展開の仕組み、記録などはあるのかをお伺いいたします。

**○財政課長（宮口吉次君）** 公正取引委員会により職員への研修についてでございます。

本年2月に入札談合等関与行為防止法などに関しまして、法令の内容、違反となる行為や談合の起こる要因、背景などを学ぶために、コロナ禍を踏まえましてオンライン、いわゆるウェブでの職員研修会を2回開催しまして、管理職、それから工事入札等に関わる職員を中心に70名が参加したところでございます。

また、受講者には全職員に起こり得る事案といたしまして、研修内容につきましては、所属課内の職員にも共有化を図るように周知をしたところでございます。

それから、受講後は受講状況や研修資料等をシステムなどへ保存するなど、記録の上、適正に管理することとしているところでございます。

**○2番（田畑和彦君）** スキルアップ、再発防止のためには教育をして終わりではないと思います。研

修を活かすべく、そこから先が肝要であります。そのためには研修内容の横展開、水平展開が特に重要であり、定期的な教育、言い続けることがとても大切であると思います。

以前、私は福島県にあるJR東日本研修施設に行きました。JR東日本では、新入社員の研修をここで行う制度で、東京ドーム約11個分に相当する大規模施設でありました。施設では運転技術研修、事故事例の教訓、事故を風化させてはいけないとの強い思いが込められた施設でありました。

私は先ほど答弁のあった一般的職員研修と併せ、不祥事を風化させないため、綱紀粛正、啓発の日なるものも年に一度は設けることも大事かと思えます。

このことも含め、最後に職員研修計画について、市長の見解をお伺いいたします。

**○市長（中屋謙治君）** 昨年発生いたしました不祥事、このことは大変遺憾でございます。行政事務に対します信用、市政全般に対する信頼を大きく損ねてしまうということでございます。したがって、このことをしっかりと反省し、そして、今後の再発防止につなげていかなければならない。このことは意を強くしているところでございます。

そういうことで、再発防止としてまずは、これは申し上げるまでもないと思えます。公務員の基本となります服務規律の徹底、このことは年間を通して全職員に徹底をしていく。このことを指導を重ねてまいります。

それから、今回の案件は入札、契約に関わります案件でございました。先ほど答弁いたしましたように、公正取引委員会など専門機関の指導もいただきながら、法規定の習得を徹底をして、そして、事務処理に誤りがないように、適正な事務処理が行われるように努めていかなければならないということも重ねていきたいと思っております。

こういった基本となります服務規律であったり、あるいは契約、入札に関わります事務を含めて、私がかねがね市役所というのはオープンで、そして、分かりやすく、頼りになる市役所にならないと駄目だよねと、機会あるごとに職員に申し上げております。市民に信頼され、そして、評価される職員がい

る。いわゆる頼りになる市役所を目指すべきだということをお願いしております。それには当然、接遇研修というのにも必要になってまいります。

あわせて、私は職場環境の中で、風通しのよい職場環境が必要だと思っております。いざとなったとき職員同士が助け合う、そして、当然、悩みがあり、あるいは心が弱ったときに相談し合えるといった職場でなければ、一人で抱え込んでしまうとついつい間違った方向に行きかねないと。そういった意味で、明るく働きやすい職場環境が大事ではないかと。そういうことで、挨拶運動の徹底、それから、朝礼の定例化といったものを今ずっと重ねてきているところでございます。

今後、二度とこういう不祥事が起こらないように、さらに高みを目指して取り組んでまいりたいと思えます。引き続き、お気づきの点は御指導いただければと思っております。

**○2番（田畑和彦君）** 市長から御答弁をいただきました。

以前、市長のお話の中で、行政の役割は市民が夢や希望を持ち、そして、その実現に向けて支援を行う。職員が自分ごととして市民の不安や悩みに寄り添い、頼りになる市役所づくり、熱血職員であるということを標榜されました。

ただいまのお話の中にも、風通しのよい職場環境をつくるんだということのお話もありました。すごくすばらしいことであると思えます。

市長が申し上げます熱血職員など、いろんな標榜されていることがありますが、このことは市民が等しく願うところであると思えます。強い責任感と使命感に燃え、自ら燃える自燃型職員、熱血職員の育成にさらなる心を砕かれることに御期待を申し上げ、私の全ての質問を終わります。

**○議長（濱田 尚君）** 次に、東育代議員の発言を許します。

[10番東 育代君登壇]

**○10番（東 育代君）** おはようございます。

昨年と比較しますと、かなり遅い梅雨入りとなったようでございます。道を歩いていますと、いろんな種類のいろんな形のアジサイの花が咲き誇り、私

たちの目を楽しませてくれております。しばらくは雨とのお付き合いの日々となりそうです。

田植えの時期でもあり、農家にとっては待ちに待った恵みの雨ですが、一方では、大雨の災害にも備えなければならない時期でもあります。お互いに自分でできる防災、減災に努めてまいりたいと思っております。

さて、政府は3日、女性活躍推進策をまとめた重点方針を決定したと記事がありました。

離婚の増加や女性の長寿を念頭に、結婚すれば生涯、経済的安定が約束されるという永久就職は過去のものとし、昭和から続く税制の見直し、性別役割分担からの脱却を強調し、女性の経済的自立の実現に向けた対策を盛り込んだとありました。

2022年版女性活躍の重点方針は、昭和の時代につくられた労働慣行や制度、固定的な性別役割分担意識の刷新が必要とある。方針の冒頭には、我が国の男女格差を測るジェンダーギャップ指数が156か国中120位に沈む背景には昭和の遺物が構造的な問題とあります。

男女の事実上の平等を目指す男女共同参画社会の形成に向けた取組は、男女共同参画社会基本法に基づき国際協調の下に進められております。男女の人権が尊重され、男性と女性が平等に権利と機会を享受し、責任を分かち合い、対等に参画できる社会であり、男女共同参画社会の根底をなす基本理念、男女の人権の尊重とあります。

本市では、第1次基本計画、第2次基本計画と続き、第3次基本計画と進められてきております。今年度、第3次いちき串木野市男女共同参画基本計画は最終年度を迎えます。基本計画に掲げてあります基本目標、重点的な取組をしっかりと検証することが、次の第4次計画策定につながると考えております。

そこで、本市における男女の事実上の平等を目指す男女共同参画社会の形成に向けた基本計画の取組はいかがだったのでしょうか。男女共同参画の実現に向けた取組、男女共同参画の推進について、市長の見解をお聞きしまして、壇上からの質問といたします。

[市長中屋謙治君登壇]

**○市長（中屋謙治君）** 東育代議員の御質問にお答えをいたします。

男女共同参画社会の推進に係る取組についてであります。

本市では、平成30年から令和4年までの5年計画として、第3次男女共同参画基本計画を策定し、現在、この計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、各課、各分野において様々な取組を行っているところであります。

第3次基本計画では、「男女共同参画社会への意識づくり」、「あらゆる分野における男女共同参画の促進」、「一人ひとりの人権を尊重し合う社会づくり」、この三つを基本目標と定め、七つの重点施策に取り組んできております。令和2年度までの総合的な評価といたしましては、おおむね配慮がなされてきたものと考えております。

今年度は来年度からスタートいたします第4次計画を策定することとしており、第3次計画の取組を継続しつつ、国の基本計画等を踏まえ、取組の裾野を広げ、あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、政策、施策、事業においてジェンダーの視点を取り込んだ計画を策定することといたしております。

**○10番（東 育代君）** ただいま市長から答弁をいただきました。

基本目標に掲げてあります意識づくり、それから、男女共同参画社会への促進、人権問題についてということで、3点の目標を掲げてある事業について、おおむね成果があったという答弁をいただきました。

そこでまずお聞きいたしますが、第3次計画で掲げた基本目標及び重点的な取組、基本計画の推進の検証、成果を伺ってまいります。

ただいま市長からも答弁がありました。基本計画には基本目標3項目と重点的な取組7項目が掲げてあります。そこで、基本目標の1番目にあります男女共同参画社会への意識づくり。重点的な取組が掲げてございますので、まず①をお聞きしてまいります。

男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする

教育・学習の充実についての取組でございますが、この成果につきましては、先ほども少し答弁でおおむねということございましたけれども、平成29年に男女共同参画に関する固定的性別役割分担意識の調査を実施されました。その結果、男女共同参画への理解の促進が必要とあり、男女が共に固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、それぞれの個性と能力を發揮し、多様な生き方の選択ができるよう、家庭、学校、職場、地域等における男女共同参画の視点を踏まえた教育・学習機会の充実を図る必要がありますと書いてあります。また、施策の方向の中で、男女共同参画に関する広報啓発の促進があります。

男女共同参画社会の形成を阻害する固定的性別役割分担意識の解消とありますが、男女共同参画に関する講座等の実施、情報の収集、提供と市職員等への理解の促進について、どのような取組があったのか、また検証と成果を伺います。

**○企画政策課長（北山 修君）** この重点目標のうちの施策で、「男女共同参画基本計画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実」、この項目の取組について主なものを申し上げます。男女共同参画に関する広報啓発では、平成30年度から令和2年度の3年間に市内小・中学校、高等学校の児童生徒あるいは教職員等を対象といたしまして、人権やデートDVなど、男女共同参画に関する講座を全27回実施し、延べ1,835名の方に参加していただいております。

また、市職員を対象といたしまして、人権に関する研修のほか、令和4年3月には多様性を尊重する地域づくりについての研修を実施しているところがございます。

このほか、教育委員会におきましては、進路指導主任等研修会で、男女別の職業観にとらわれず主体的に進路の選択ができるようにするための研修であったり、人権教育講演会を開催しているところがございます。

これらの取組に対しまして、男女共同参画推進懇話会といったところからの意見といたしまして、「それぞれの年代が参加できるような研修も今後も

実施してほしい」などの御意見があったところがございます。

**○学校教育課長（藏菌孝一君）** 学校教育における取組と現状ということでお答えいたします。

今、様々な研修会をということございましたが、このような各種研修会等を通じまして、学校における男女共同参画の取組は、現在、様々な取組がございます。

例えば、市内13小・中学校において、性別によらない名簿、いわゆる男女混合名簿を採用している学校が12校ございます。また、ランドセルや上履きの色など服装や持ち物について、子どもの好みに合わせて使用させたり、体育服やジャージは男女共通にしたりしている学校、あるいは、名前を呼ぶ際、男女関係なく「何々さん」とさんづけで行っている学校もあります。

また、令和5年度から制服をブレザーとし、女子はスカートもしくはスラックスの着用を選択できるように検討している中学校もあります。

また、生徒の更衣室においては、同性による着替えの違和感を覚える生徒に配慮して、パーティションを置き、他の生徒から見られないよう配慮しているという中学校もあります。

市教育委員会としましては、今後も学校の男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実に努めてまいります。

**○10番（東 育代君）** ただいま答弁をいただきました。

先日、市の広報紙で、男女共同参画の気づきということで、羽島小学校、串中、西中、市来中が掲載されておりました。ほかの学校でもこのような講座は順次、計画されていると思うんですが、今後の予定はどうか。また、この講座を開催するに当たって主催はどこだったのか。教育委員会との連携について、いかがだったでしょうか。

**○企画政策課長（北山 修君）** この男女共同参画に関する講座につきましては、基本的には市のほう、行政当局側という形で実施しておりますが、ここは当然、教育委員会がそれぞれまた学校とも連携を図りながら、日程であったり、参加者の周知とか、そ

ういったものは実施しているところでございます。

**○10番（東 育代君）** 主催は市のほうだったと。企画政策課のほうだったんですかね。そして教育委員会との連携があったと。これは大事なことだと思っております。

また、講座の実施等もそれぞれされているような答弁がありました。今、男女共同参画の基礎講座が実施されておりますが、参加者が少ないのはなぜでしょうか。意識も関心も低く、呼びかけに工夫が必要ではないかと感じているところですが、いかがでしょうか。

**○企画政策課長（北山 修君）** 今度の土曜日からこの基礎講座、県のほうを中心として、本市だけではなく、県内の男女共同参画に取り組んでいる自治体も含めて、基礎講座がされる。リモートで本市の場合はされる形になると思いますが、こういったものの周知ですね。これまでも広報紙等を含めて、いろいろ周知をしているところですが、おっしゃるとおり、コロナ禍というのがありますけれども、なかなか参加者が少ない状況でございました。

今回につきましても、広報紙での周知に併せて、また、今、本市で公式のLINEアカウントも開設しております、こういった多様な情報媒体を用いまして周知をしていきたいとして、少しでも多く参加していただくよう努めてまいりたいと考えております。

**○10番（東 育代君）** ただいま課長から答弁がありました。

基礎講座をオンラインで。これは今度の土曜日からですか。もう1回目はございましたよ。今度の土曜日というのは2回目ですよ。4回のうちの2回目じゃないんですか。

**○企画政策課長（北山 修君）** 訂正させていただきます。

ちょっと私の勘違いだったと思います。次の土曜日が2回目という形になって、全4回、実施されると考えております。

**○10番（東 育代君）** そちら辺の意識のずれが、担当者は一生懸命されてますよ。でも、その管理者がそういう意識かなと感じました。

それと、今回はオンラインですね。でも、前回あったのは串木野会場でしたよ。そのときも少なかったですよ。近隣の自治体からの参加があつて、やつと何とか形が取れた形だったと思うんですが、先ほども言いましたけれども、呼びかけに工夫が必要ではないのかなと。いかがですか。

**○企画政策課長（北山 修君）** 昨年度もこの基本講座を実施しまして、本市で講座を、オンラインじゃなくてオフラインで開催したところ、なかなか参加者も少なかったという状況でございました。

おっしゃるとおり、周知に工夫が必要であるということで、今年度の実施に当たってはLINEを活用した広報周知、こういった部門を取り組んでおります。

今後またそういった形で少しでも参加いただけるよう、また、市民の意識醸成というか、こういったものに取り組んでまいりたいと考えております。

**○10番（東 育代君）** 工夫をしていただきたいと思います。そしてまた、せっかくいちき串木野市の防災センターでありますので、できたら担当課の方々、あるいは市の職員にも呼びかけていただくことも大事ではないのかと思っております。

市の職員、市や学校、地域での相談業務に携わる担当者や研修会を行い、情報提供とあります。本市の男女共同参画の取組は全庁体制で取り組むとありますので、担当者の高い意識が重要であると思っております。いかがですか。

**○企画政策課長（北山 修君）** 男女共同参画の推進の取組というのは、冒頭申しましたように、やはり全庁、各課、各分野で取り組んでいくべきということでこの計画もなされております。私ども担当課も含めて、市職員、全庁的に取り組んでいくといった意味では、この様々な講座といったものに市の職員の参加も呼びかけてまいりたいと考えております。

**○10番（東 育代君）** 取り組んでいただきたいと思います。

先ほど教育委員会の課長のほうから、制服と体育服等の答弁がありました。県内の公立中学校の制服等についてLGBTに配慮とあつて、女子のスラックスや男女共通のポロシャツ等、選択肢を広げてい

ることが新聞でもありました。先ほど課長のほうでも令和5年度から検討するところが多いということでした。

また、先ほどブレザー等も答弁がありましたけれども、学校のジェンダー平等を考えてみようと、財部中学校の取組の紹介の記事がありました。ブレザー型でスラックスタイプとスカートタイプの2種類で、性別に関係なく、どちらでも選べるようです。

また、県内小・中学校では制服の見直しの動きが広がっており、4月現在で34%の中学校が女子のスラックス着用、学校指定ジャージの着用を認めています。本市はいかがでしょう。

**○学校教育課長（藏 蘭孝一君）** 制服に関しましては先ほど答弁したとおりですけれども、中学校においては、先ほど答弁したとおり、令和5年度からというのを検討している学校が現在のところ1校ある状況です。

小学校では、女子児童でスカートを苦手とする児童がいるため、保護者と面談し、ズボン着用で登校させることを認めたケース。標準服について、女子も紺色の半ズボンの着用を認めているという学校。全児童の標準服は全学年で男女差をなくし、選択可とする方向で校内での検討を重ねていくという小学校もございます。

**○10番（東 育代君）** いろんな選択肢を子どもたちにも与えていただいて、男女共同参画社会の実現に取り組んでいただきたいと思えます。

基本目標の2に、「あらゆる分野における男女共同参画の推進」というのが掲げてあります。その中で今回、②から③、④は関連がありますので、一緒に質問をさせていただきたいと思えます。

まず②ですが、男女の多様な働き方を支援する就業環境の整備について伺います。仕事と生活の調和に関する理解の浸透を図る啓発の促進について、検証と成果について伺います。

また、③について伺います。政策・方針決定への女性参画の拡大について伺います。審議会等への女性の参画促進、女性の市職員への採用・登用等の促進について、どのような取組があったのか。

また、④地域・防災における男女共同参画の推進

について、男女共同参画の視点を踏まえたまちづくり協議会の形成について伺います。

**○企画政策課長（北山 修君）** まず、男女の多様な働き方を支援する就業環境の整備についてでございます。

主な取組といたしましては、基本的な啓発活動といたしまして、固定的な性別役割分担意識の解消を図るため、毎年、広報紙による広報活動を行ってまいりました。

男女の平等な雇用機会の推進及び職業能力の開発等を目的といたしまして、平成29年度から女性のための就労支援として、ワーク・ライフ・バランスセミナー、あるいは働く女性のストレス対応オンラインセミナー等、これまで7回のセミナーを開催し、延べ57名の方に参加していただいております。

また、働き方改革ということで、先月19日に市長のほうイクボス宣言を行いました。男性の育児休業取得の促進をはじめ、職員の仕事と家事、育児など家庭生活の両立を支援することで、地域におきましてイクボス精神が広がるよう、まずは市役所が先頭に立って取り組むというものでございます。

このイクボス宣言につきましても、先日、市内の企業の皆様方の集まりがあったところで、イクボス宣言と併せてくみんの取得といったものも取り組んでいただくようお願いしているところでございます。こうして、市内企業の就業環境といったものの取組を促進してまいりたいと考えております。

それから、政策・方針決定への女性参画の拡大についてでございます。

政策・方針決定への女性参画の拡大の主な取組といたしましては、審議会等における女性の登用率でございますが、計画当初20.8%でございましたが、令和2年度ではこれが24.3%となっているところでございます。

また、市職員の女性職員の採用状況、それから管理職の登用では、平成30年度の一般行政職の採用に占める女性の割合が66.7%でございます。職員全体に占める女性職員の割合は27.7%となります。また、管理職の女性の割合は9.7%でございました。

それから、令和2年度の一般行政職の採用者に占



める女性の割合が62.5%で、職員全体に占める女性の割合は28.4%、管理職の女性割合は9.7%ということになっております。

それから、地域・防災における男女共同参画の推進ですが、地域防災における主な取組といたしましては、いちき串木野市まちづくり連絡協議会の主催の公民館長等研修会に市の女性連の役員の方々に参加しております。また、市女性連や地区女性部等の活動支援に取り組むとともに、指導者やリーダーを育成する研修を実施しております。

それから、女性消防団員につきましては、平成30年度からの取組でこれまでに合計17名の女性団員が加入しているというところでございます。

こういった取組に対しまして、男女共同参画推進懇話会からの御意見といたしまして、女性団員の募集については、男女共同参画の推進から今後もPR活動が必要であるという御意見もあったところでございます。

**○10番（東 育代君）** 答弁をいただきました。

まず、②のところでも少しお聞きしますが、先ほどくるみ認定事業所ということで答弁がありました。令和3年6月議会での答弁でもくるみ認定事業所普及に取り組むとあって、第2次総合計画の中には、令和8年度6社と目標設定があります。これについての取組はいかがでしょうか。

それから続いてお聞きしますが、イクボス宣言が先だっただけでありません。中屋市長が、県が毎月育児の日と定める19日ということで、宣言をされました。やはり今度はこれに伴う市内事業者への取組を期待しますが、今後どのように呼びかけていかれるのでしょうか。

それから、審議会の登用も答弁がございました。本市では各種団体等への委員の依頼が多いようですが、メンバーの確保はできますが、従来の呼びかけではなく、工夫が求められるのではないかとということをお聞きします。

④でも答弁がありました。まちづくり協議会等々にも出向いて講座はしたということでもございましたが、まちづくり協議会では女性部がない地区があります。地域活動は一緒に取組がなされておりますが、

現状は参画ではなく参加型のようなものです。

世の中の意識は変化してきております。地域と一緒にジェンダー平等についての研修会等ができることを願っておりますが、いかがでしょうか。

それから、女性消防団の答弁もありました。

「女性消防団、防災へ一役」と阿久根市の取組を紹介する記事もありました。地域の高齢者に手作り弁当と一緒に梅雨への備えを呼びかけるチラシを届けたとありました。

現在17名の女性消防団員がいるということですが、消防行政における女性消防隊員の確保等も今後、必要ではないかと思っているところでございます。

以上、お聞きします。

**○企画政策課長（北山 修君）** まず、1点目のくるみの認定取得の取組でございます。

これにつきましては、以前も答弁いたしましたけれども、市内の企業といったところにまずはくるみの認定取得をしていただきたいということで、機会あるごとに、事業者の方々とお会いしたときに、会合等で、この取組促進に努めていただくようお願いしたいとしております。

イクボスのほうも同じように、くるみ認定と同時に、併せてこれも市内企業の方々をお願いすると。あらゆる機会を捉えて実施してまいりたいと考えております。

それと、審議会の構成についてでございます。

これにつきましても、基本計画の中で女性の登用といったものを向上していただきたいという形で計画しておりますので、それぞれの担当課等々で審議会の委員の皆さんの選定につきましては、できるだけ女性の登用をしていただきたいという形でお願いしているところでございます。

それから、まち協の講座。男女共同参画に関する研修会の実施ということでもございます。

これにつきましても、まずは地域の皆様の男女共同参画の意識を向上していかないといけないと考えておりますので、これまでも実施しておりますが、引き続き、まち協であったり、自治公民館といったところと連携をしながら、講座、研修会ができるように取り組んでいければと考えております。

**○10番（東 育代君）** ただいま課長のほうから答弁をいただきました。

くるみん認定について、それから、イクボス宣言について機会を捉えて会合等であるということですが、ではなくて、きちっと目標を設定して取組を設けていかないと、会合等で声かけでは進むのかなという思いがしておりますので、工夫をしていただきたいと思えます。

それから、審議会等へ女性の登用をできるだけということですが、薩摩川内市等、他の自治体の紹介をしますけれども、ここでは女性委員会、あるいは女性チャレンジ委員会というところがもう平成17年ぐらいからずっと機能してて、そして、組織化されていて、チャレンジ委員会等を卒業した方々を人材バンクに登録するというシステムができております。

ここら辺も本市も少し考えていかないと、いろんな団体へ振るだけでは、これから先、肩書での参加ではどうかなという思いがしての質問でございます。

それから、まち協のほうには今から機会を捉えて、そういう講座等の実施していただけたらと思っております。

女性消防団の募集についても、今17名ということですが。それに加えて消防行政における女性隊員についてもお考えをお聞きしたいと思います。

**○消防長（谷口浩貴君）** 女性消防団員についての取組でございますが、現在17名の女性消防団員がいらっしゃいます。その中でも、団本部付というところと、現場のほうに実際出いただく消防団員の方がいらっしゃいます。

この中で実際の活動といたしまして、火災予防運動週間中を捉えまして、住宅用の火災警報器の未設置世帯等々のお宅を回っていただく。そういう活動をしていただきながら、また、デパートでティッシュとかそういうのを配布していただいたり、また、各種、女性消防団員の方々の目線に立った活動はどういうことができるのかということと併せまして、取り組んでいるところでございます。

また、実際の災害におきまして、台風等で災害待機を各分団詰所にしていただくんですが、そこにつ

きまして、できるだけ負担のない形で招集するように配慮しているところでございます。

**○10番（東 育代君）** 今、取組をいろいろと答弁いただきました。

そうですね。消防団員17名。増えてはおりますけれども、やはり何かあったときに災害時等には女性の目線というのが避難所等では特に必要です。

国の調査でもありましたけれども、内閣府が全国調査した結果では、防災や危機管理を担当する部署で女性ゼロが6割とありました。43市町村のうち67.4%、29自治体が女性を配置していなかったとありましたが、本市はどう捉えたらいいんでしょうか。

**○消防長（谷口浩貴君）** 避難所への消防団員の配置なんですけど、現在は避難所への配置等については実施していないところですけども、女性消防団員ならではの視点、意見をお聞きしながら、消防行政に反映させていきたいと考えております。

**○10番（東 育代君）** 基本目標の3に、「一人ひとりの人権を尊重し合う社会づくり」というのが掲げてありますので、⑤から⑦について一緒に質問したいと思えます。

まず、⑤生涯を通じた男女の健康の保持・増進について。妊娠・出産等における健康づくり支援、性と生殖に関する女性の自己決定権が尊重される広報啓発、性に関する学習機会の充実について伺います。

次に、⑥男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶についても伺います。職場、教育の場などにおけるセクシュアルハラスメントなどの防止啓発について伺います。

それから、⑦生活上の困難に置かれやすい人々への対応の充実について伺います。障がいのある人や高齢者の生活支援策の充実、ひとり親家庭の生活支援、自立に向けた切れ目のない支援と多様な生き方・働き方の啓発について、どのような取組があったのか伺います。

**○企画政策課長（北山 修君）** まず、生涯を通じた男女の健康保持の増進についてでございます。

主な取組といたしましては、妊娠・出産等におけます健康づくりの支援といたしまして、不妊治療事業のほか、特定妊婦やハイリスク妊産婦への継続訪

問等の支援を行っているところでございます。また、子どもたちの自尊感情を高めるための講演やデートDV講座を行いまして、子どもたちの性の理解に対する意識の啓発、あるいは、性的被害に遭わないためのコミュニケーション能力の向上に努めたところでございます。

さらに、全てのライフステージに対応し、一人ひとりが心と体の両面から健康づくりを実践できるよう、各種健診等を土・日曜日に設定するなど、働く方々に対し配慮しながら実施しているところでございます。

それから、男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶についてでございます。

男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶についての主な取組といたしましては、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等に対する指針を制定し、これは庁舎内でございますが、こういった指針を制定しまして、ハラスメント相談員を設置しております。

また、教育現場では、学校の管理職研修会におきまして、教育の場でのセクシュアルハラスメント防止についての啓発を図っているところでございます。

それから、様々ハラスメントの防止対策といたしまして、市のホームページでの広報啓発や男女共同参画講座等におきまして、こういったハラスメントに対する学習の機会を設けております。あわせて、DV等の防止啓発の取組といたしましては、市役所での相談窓口を一元化したほか、家庭児童相談員による家庭訪問等を継続的に実施しているというところでございます。

それから、生活上の困難に置かれやすい人々への対応の充実でございます。

主な取組といたしましては、ひとり親家庭の相談体制や支援策といたしまして家庭児童相談員による相談者への助言、指導を行っておりまして、また、生活、経済的な自立のための援助も行っているところでございます。

それと、フリーターやニート、ひきこもり等への支援体制といたしましては、第2のセーフティーネットとしまして、主任相談員等による相談者への助

言、指導を行っているというところでございます。

**○10番（東 育代君）** ただいま課長に答弁をいただきました。

人権を尊重し合う社会づくりということについての5番、6番、7番の質問をいたしました。これについてはまた機会があったら、ゆっくりと質問していきたいと思います。

ただ、ここで気になるのは、やはり「DV等の相談窓口はどこですか」ということをよく聞かれます。潜在化している被害者の相談しやすい窓口、ワンストップ体制の整備や被害者の心身の回復と自立支援に向けた関係機関との連携も重要ですが、本市の女性相談窓口の支援体制について、どうでしょうか。

**○企画政策課長（北山 修君）** 以前はDVに関する相談というのは福祉課であったり、あるいは企画政策課のほうでやってたんですけど、今は子どもみらい課のほうが一元的な相談窓口となっているところでございます。

**○10番（東 育代君）** ここが、やはり市民は「どこですか」って聞かれるんですよね。今まで企画政策課のほうの男女共同参画係があったので、そこにDVの相談受付ってありましたよ。福祉課にもありましたよ。そういう形であるんですよ。だけど、「どこですか」って、市民は分からないんですね。やはり見える化をしてください。

薩摩川内市では女性家庭生活相談員の設置があったり、日置市では女性センター銀天街だよりが毎月発行されて、男女共同参画専門員の在館日はこれこれですよというのが明記してあるんです。このような取組をできないんですかね。

窓口はここですよというのをしっかりと市民に分かるようにしていただきたいと思っております。

**○副市長（出水喜三彦君）** 女性相談に関しましては、DV関係、特に子どもみらい課ということで統一をさせていただいたところでございます。

ただ、議員お述べになられますとおり、これが市民からすると非常に分かりづらいと、どこかというような御意見もあろうかと思えます。

今後、周知の在り方を考えていきたいと思えます。

**○10番（東 育代君）** 次に、⑧男女共同参画推進

懇話会と推進会議の充実について伺います。

推進懇話会、それから推進会議がありますよね。推進懇話会は市民との連携ですよね。推進会議は庁内ですよね。

市民との連携、男女共同参画推進懇話会の機能発揮、市民との協働による計画の推進がありますが、どのような取組があったのか。定期的に情報・意見交換を行い、市民の実情に即した施策の推進に努めるとありますが、推進懇話会のメンバー、あるいは懇話会の機能を伺います。

**○企画政策課長（北山 修君）** 男女共同参画推進懇話会、あるいは推進会議の充実についての取組でございませぬ。

庁内組織でございませぬ男女共同参画推進会議の委員を含めまして、これまで取組として、職員の男女共同参画への参画や研修につきまして、多様性を尊重する地域づくり、先ほど申しましたこういった研修を通じて、啓発を図っていたところでございませぬ。

また、男女共同参画推進懇話会につきましては、毎年2回実施することとしてございませぬが、令和2年度、令和3年度につきましてはコロナ禍の影響を受けて書面開催ということになっているところでございませぬ。

男女共同参画の推進につきましては、男女共同参画推進会議において全庁的に取り組んでいくとともに、推進懇話会をはじめ、市民の皆様の御意見をお聞きしながら実効性のある計画の推進に取り組んでまいりたいと考えてございませぬ。

あと、男女共同参画推進懇話会の所掌事務という形になりますが、懇話会は男女共同参画社会の形成に関する諸問題について研究協議し、必要に応じて市長に提言を行うということになってございませぬ。これまでも男女共同参画推進懇話会の委員の皆様も単なる計画の実施状況といったものを審査、協議するだけでなく、まさに自らも研修していかないといけないということで、様々な講座であったり、研修会といったところに参加していただきたいということで、私どものほうも委員の皆様にはそういったものへの出席をお願いしているところでございませぬ。

人数は全部で10名いらっしやいませぬ、構成とい

たしましては、いちき串木野市まちづくり連絡協議会、あるいは地域女性連絡協議会、それと民生委員児童委員協議会、市PTA連絡協議会といった団体の代表の方。それと市内企業の代表。それと経済団体、商工会議所・商工会になります。こういったところからの推薦をいただいた方。これに公募の方3名を加えまして、全部で10名ということになってございませぬ。

**○10番（東 育代君）** 全部で10名、各種団体に8名、公募が2名ということですね。

やはり本市では他市のように女性委員会や女性チャレンジ委員会というような組織がありませんので、懇話会が機能を十分発揮していただくことが市民のかけ橋となると思っております。

先ほどから述べてございませぬように、委員会、審議会の応募の仕方、あるいは登用の仕方についても工夫をしていただき、できるだけ多くの市民の意見が反映されるように願っているところでございませぬ。

次に、第4次いちき串木野市男女共同参画基本計画策定に向けた具体的な取組と考え方を伺います。

計画策定に向けた今後のタイムスケジュール等について、いかがでしょうか。

**○企画政策課長（北山 修君）** 第4次男女共同参画基本計画でございませぬ。

冒頭、市長のほうで申し上げましたとおり、本年度が最終年度となるということで、第3次基本計画の取組を検証しまして、かつ、継続しつつ、国の第5次男女共同参画基本計画のポイントであります、これまでの取組の裾野を広げるといふこと、あるいはジェンダー主流化の重要性といったポイントを踏まえまして、あわせて、女性活躍・男女共同参画の重点方針2022の考え方であったり、SDGsの目標の一つでありますジェンダー平等といった視点も取り入れながら、計画を策定すると思っております。

なお、策定に係りますスケジュールにつきましては、アンケートによる市民意識調査を9月までに実施しまして、その結果を踏まえて、市民公募型のワークショップを開催し、あるいは、先ほどから申し上げてございませぬ男女共同参画推進懇話会、男女共同参画推進会議といった開催を経て、来年3月までに

策定する予定としております。

**○10番（東 育代君）** 来年3月まで、今年度中ということで、とても忙しい作業工程になると思っております。裾野を広げるとか、女性活躍をとか、いろいろな言葉をいただきました。

組織機構の見直しにより男女共同参画係という名前は消えました。令和3年3月の一般質問で、男女共同参画の取組は企画調整係で各課の施策に対する進行管理、連絡調整を行いながら、全庁体制で取り組むということを答弁されております。

私は前回、生理の貧困問題を取り上げましたが、このとき福祉課なの、教育委員会なの、企画政策課なの、どこの部署で対応するのかというようなことを耳にしましたが、そのような問題ではなくて、男女共同参画社会の根底をなす男女の人権の尊重とありますので、企画調整係の担当でしょうと私は思っております。その後、どうなっているのでしょうか。男女共同参画の取組は機能しているのかなと不安に感じております。

第3次基本計画策定時には考えられなかった新型コロナの感染拡大やロシアによるウクライナ侵攻、ドル高・円安による物価の高騰など、市民の生活は大変厳しくなってきました。社会は、時代は刻一刻と変化しております。想定外の出来事はつきものですが、私たちは今を生きていかなければなりません。時の流れにあらがうことはできません。

薩摩川内市では女性家庭生活相談員の設置、日置市では男女共同参画専門員の設置など取組を紹介しましたが、本市のジェンダー平等、男女共同参画の推進についての意識は高いようには思っておりません。男女の人権、LGBTQへの配慮した取組がまちの機能の存続につながるものと思っております。

社会全体が人口減少に歯止めがかかりませんが、極端な少子化では生き残れないと懸念しております。人は生まれたときから消費者となり、消費活動を支えております。青年期は労働者となり、その後は納税者となって、経済活動の担い手となっていきます。両市のはざまにあって沈没しないよう強く願っての質問です。

市長の答弁を求めます。

**○市長（中屋謙治君）** 今、数項目にわたって男女共同参画と。これは守備範囲がものすごく広いですよ。広過ぎて、どこがポイントがよく分からない。市民の理解もそういうことで、だから一つには、いろんな講座、いろんな事業を計画してもなかなか参加されないというのは、ポイントがよく絞れてないんじゃないのかなと思います。

根底はこれまで縷々お述べになっておられますように、男性だ、女性だという性別によりますこれまでの固定的な役割分担意識が根っこにあるんだという、これはほぼほぼ皆さん御理解いただいていると思うんです。

これから発生している問題をポイントを絞ったほうがいいのではないのかなという。国のほうでは裾野を広げるという話がありますけれども、私自身は守備範囲をこれ以上広げて、ポイントがかすんでしまうというのはいいいのかなという思いもあります。

私なりに男女共同参画、性別によります役割分担意識が弊害になってるんだという、主に今、出てくる課題は二つだと思っております。

まず1点目が社会の仕組み、社会経済の仕組みと実際のニーズにギャップがあるということじゃないのかなと。要するに、男性中心でもって物事の大きな政策であったり、方針が決められる。一方、女性を含めた女性と男性と半々いる専ら家庭生活になりますと、女性の意見が強い。ニーズが強い。その中で、男性中心で決められた政策・施策にずれがあるんじゃないか。ここを何とか市民の意見、要望に近づけようではないかというのが、例えば、国会議員であったり、地方議員であったり、こういった議員の皆さん方にも女性ができるだけ入っていただいて、女性の意見を反映させようではないかと。

会社であっても、消費者ニーズに近いものを製造できるようにということであれば、消費者のニーズに沿った形はとなれば、やはり男性だけではなくて、女性も交えた中でどういうものをつくる、どういうサービスを提供するという、ここが第1点。すなわち、社会経済の仕組みとニーズにギャップがあるということをどこでどんなふうにして変えていくのかという、これが第1点であろうと思います。

それともう1点が、やはり社会が変わってくる中で女性も社会進出といひましようか、共働きが一般的になる中で、家事、育児が依然として女性中心。どうかすると介護までですが、家事、育児、介護は女性の仕事という意識が残ってるのではなからうかと。

以前の専業主婦が専らであればそれはそれであつたんでしようけれども、女性も働くというのが一般的になる中では、やはり女性は仕事もするし、家事、育児、そして介護まで女性がという話になってくると、あまりにも不公平じゃないか、荷がかかり過ぎじゃないかということが少子化の要因にもなっているのではなからうかということが言われているかと思ひます。

ですから、私はこういつたことで1点目のギャップの解消、2点目の家事、育児。ここに男性が入っていくということが男女共同参画をこれから進めていく中でのポイントであらうと思ひておひります。

こういつたポイントをしっかりと絞りながら、この2点のために何をすればいいのか、何が必要なかを議論していく。そういつた形での議論が、いわゆるここは一般質問ですので、政策論争、こういつたのが望まれるかなとこのように感じました。

**○10番（東 育代君）** 市長の答弁をお聞きしました。

次に移りたいと思ひます。

ファミリーサポートセンター事業についてお聞きします。

ファミリーサポートセンター事業は保育所、幼稚園、学童保育などの送り迎え、放課後の一時預かりについて援助を受けたい方と行いたい方の橋渡しを行い、育児の支援を行う事業であるとあります。

過去3年の推移と依頼会員、提供会員の利用者の動向についてお聞きします。

**○子どもみらい課長（立野美恵子君）** ファミリーサポートセンターの会員数の推移と利用者の動向についてであります。

過去3年間の年度末の会員登録数は、令和元年度で依頼会員40人、提供会員7人、両方会員12人の合計59人。令和2年度で依頼会員40人、提供会員9人、

両方会員20人の合計69人。令和3年度で依頼会員37人、提供会員24人、両方会員20人の合計81人であり、登録数は少しずつ増えてきている状況であります。

利用者の動向につきましては、令和元年度が実人数で10人、延べ247回。令和2年度が実人数で10人、延べ463回。令和3年度が実人数で4人、延べ179回で、利用の大半が学校等への送迎に利用されており、また、限られた方が利用されているところであります。

**○10番（東 育代君）** ただいま課長から答弁いただきました。

利用実績あるいは利用実人員という形で答弁をいただきましたが、利用件数は多いんですが、同じ人が複数回ということであるようでございます。学校の送迎等、提供会員の献身的な取組はすばらしい取組ですし、今後も続けていただけることを願っております。

同じように、先ほども申しましたように育児の支援を行うという事業でもあると思ひておひりますが、利用が広がらない現状について、どのような課題があるのでしょうか。お聞きします。

**○子どもみらい課長（立野美恵子君）** 育児の支援が広がらないことについてであります。

提供会員が少ないこともあり、支援を必要とするときの提供会員と依頼会員のマッチングが難しいことや、提供会員が自宅で子どもを預かることに抵抗があることなどが課題ではないかと考えておひります。

**○10番（東 育代君）** なかなか広がらないということで答弁をいただきました。

近隣の自治体では利用料金が依頼会員30分当たり300円、提供会員は30分当たり450円と、市の助成があります。

お預かりするのに最低賃金より安いということも耳にしておりますが、いかがでしょうか。

**○子どもみらい課長（立野美恵子君）** ファミリーサポートセンターは育児の援助を受けたい方と行いたい方がお互いに会員になって、地域の中で助け合いながら子育てをする有償ボランティア活動であることを御理解いただきたいと考えておひります。

なお、提供会員の方については、報酬額を御理解

いただいた上で会員登録していただいているものと認識しております。

**○10番（東 育代君）** なかなか広がらないのはこちら辺にもあるのかなと思っております。

財政的な負担もありますが、やはり子育て支援について、少し考えていかないとならないのかなと思っていますところでは。

また、広報啓発をはじめ、情報提供、情報の在り方について、市来庁舎、串木野庁舎にパンフレットがあります。他市のパンフレットはカラーで目を引きます。

広報啓発をはじめ、情報提供、情報発信についてお聞きします。ちなみに本市の分です。それから他市の分です。こういう感じでやはり市民が目にしやすいという状況にあります。

**○子どもみらい課長（立野美恵子君）** 情報提供、情報発信については、制度の周知などを図るため、広報紙やホームページ、子育て支援モバイルサービス事業などで行っております。

また、母子手帳交付時に制度説明をし、乳幼児等の健診の際にもチラシを配布して制度の周知を図るとともに、子育て支援センター“きらきら”でもチラシを配布し、必要な方には制度説明を支援員が行っております。

今後、パンフレットのカラー化だけではなく、より分かりやすいパンフレットの作成や市のLINEなどを活用した情報発信に努めてまいりたいと考えております。

**○10番（東 育代君）** ただいま答弁をいただきました。

健診時に併せて事業の説明がなされているとお聞きしておりますが、そのときに併せて登録者を募ったらどうかという声もお聞きしました。

健診時にセンター事業の説明がされますが、その機会に説明をしながら登録者を募る。この方法はできないのでしょうか。

**○子どもみらい課長（立野美恵子君）** これまで乳幼児健診などの際はチラシ等を配布するなど、制度の周知を図ってまいりましたが、ファミリーサポートセンターの会員登録には講習を受講する必要がある

ったため、健診の場での登録の受付は行っておりませんでした。

今後は母子手帳交付時に登録の意思の確認を行い、後日、講習実施についての案内をしてまいりたいと考えております。

**○10番（東 育代君）** そうですね。いろんな機会を捉えて情報発信をしていただきたいと思います。

次に（2）です。市役所福祉課内にあるファミリーサポートセンターの現状と移設の必要性について伺いますが、よく「ファミリーサポートセンターってどこにあるのでしょうか」と聞かれます。「市役所福祉課の窓口にはファミリーサポートセンターという看板はあります」としかお答えできません。現状をどのようにお考えでしょうか。

**○子どもみらい課長（立野美恵子君）** ファミリーサポートセンターが市役所にあることについては、特に問題があるような話は聞いていないところではありますが、小さな子どもを連れて、市役所で手続きすることをためらわれた方がいらっしゃるという聞いております。

そのようなこともありましたので、子育て支援センター“きらきら”にも登録申請の用紙を設置し、取次ぎを行っているところでもあります。

**○10番（東 育代君）** 私たちのほうにはそういう声が聞こえてきます。

また、今、“きらきら”のお話もされました。子育て支援センター“きらきら”の情報発信は、活動の様子がとても見やすいです。現状では、子どもを預かる場所は、原則として提供会員の自宅となっておりますが、支援センターの場所が利用できれば、保護者も子どもも安心できるのではないのでしょうか。

ファミリーサポートセンターを子育て支援センター“きらきら”の場所と併設することで、子育ての発信拠点となればよいのにと考えております。

そこで、センター移設が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

**○子どもみらい課長（立野美恵子君）** 子育て支援センター“きらきら”はLINEを活用し、イベントの案内等を発信しており、子育て世代の方に登録をいただいております。そのため、今年度はファミ

リーサポートセンターの会員と“きらきら”利用者の交流会やファミリーサポートセンターの登録のための講習会を“きらきら”のある市来保健センターで実施する予定にしております。

また、提供会員にはなりたいが、大人だけで生活している世帯のため、自宅では預かりにくいという方には、提供会員が未就学児を預かる場として、“きらきら”も活用していただけることも周知しながら、提供会員登録の推進や利用会員、利用拡大を進めてまいります。

このようなことから、ファミリーサポートセンターについては、利用申込みから預かりの場所の提供まで一体的に行うことができる市来保健センターに、利用している関係団体等と協議が整い、準備でき次第、移設してまいりたいと考えております。

**○10番（東 育代君）** できるだけ早く拠点を移していただければ利用者も喜ぶのかなと思っております。利用拡大を図っていただきたいと思っております。

2021年の人口動態の結果によると、2021年生まれの赤ちゃんの数は81万1,600人で統計開始以来最少とありました。近隣自治体と比較して、本市の出生数はかなり低いように感じていますが、現状はどうでしょうか。

ファミリーサポートセンター事業はとても重要な取組であると思っております。支援が必要な子育ての期間は本当に本当に数年間なんですよね。短い期間なんです。このほんの数年間を社会がしっかりと見守ってあげることが次の世代につながると思っておりますので、質問でございました。市長、いかがでしょうか。

**○市長（中屋謙治君）** ファミリーサポートセンターについての御質問の中で、少子化のお話がありました。この議論をしますともものすごく時間がかかろうかと思っておりますので、これはまた別の機会にということ。

このファミリーサポートセンター、気持ちはあるけれども、なかなか提供会員は自分のおうちで子どもを預かるというのは抵抗があるという声を聞いております。

先ほど子どもみらい課長のほうから答弁いたしましたように、子育て支援センター“きらきら”の運

営が軌道に乗ってまいりまして、市民のほうからも高い評価をいただいております。この中に今のファミリーサポートセンターを移す。そして、向こうで預かりもする。そして、提供会員の方もあそこで面倒を見ていただく。こういうことであれば、先ほど申し上げた現在ネックとなっているものも解消されるんじゃないかと。そして、子育て環境の整備ということにつながっていくんじゃないかと。ということで、先ほど答弁いたしましたように、準備ができ次第、今、市役所の中にありますファミリーサポートセンターを“きらきら”のほうに移して、そして、利用拡大の方向で進めてまいりたいと思っております。

**○10番（東 育代君）** 市長のほうに答弁をいただきました。

私たち議会の先進地行政視察のときに、東御市の事例を紹介しました。

“きらきら”ができたとき、もうしばらく待ってくださいということでしたが、早くこういうふうに移設につながったということは、とても行政の判断に感謝したいと思います。

以上で一般質問の全てを終わります。ありがとうございました。

**○議長（濱田 尚君）** ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時15分とします。

休憩 午後0時01分

再開 午後1時15分

**○議長（濱田 尚君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、西田憲智議員の発言を許します。

[1番西田憲智君登壇]

**○1番（西田憲智君）** このたび初めての機会をいただきました。市政に関心を持てる若者、いちき串木野市のファンを増やすために全力で取り組んでまいることをお誓いします。

これまで先人の思いや働きによって今があることに心より感謝しております。過去に学び、生まれ育ったふるさとのために、今しかできないことを進めることが未来へつなぐことであり、責任であると信



じています。ですから、人口減少や少子高齢化などを言い訳にたくありません。本市の市民、団体、企業のポテンシャルはどこにも負けないと強く感じております。

温故知新、不易流行、社会の転換期にわくわくする政策によって、夢や希望を抱き、進化し続ける明るい豊かなまちづくりを目指してまいります。

そこで、事前に通告いたしました行財政全般、教育行政、福祉行政の三つをテーマに質問させていただきます。

まずは、本市の行財政についてです。

令和7年度までの財政改善計画を見ても、経常収支比率は年次で1%前後の改善目標。しかし、基金も同様に減少していることを考えれば、短期ビジョンとしては基金頼みの政策と見えるのではないのでしょうか。実質公債費比率も早期健全化の施策として事務事業の見直し、普通建設費の抑制など、いわゆる投資的経費の縮小で、市民はコロナでの自粛、物価の高騰など、先行きが不透明で不安が募る一方です。

財政悪化を防ぐためには辛抱することも大事ですが、一方で財源の確保が最も重要であると考えます。

市長の考えをお伺いし、壇上からの質問といたします。

[市長中屋謙治君登壇]

**○市長（中屋謙治君）** 西田憲智議員の御質問にお答えをいたします。

自主財源確保へ向けた取組についてであります。

私は誇りあるふるさとを次の世代に継承していくためには、新しい時代への挑戦が必要であると考えております。自主財源の確保においても、まちの強み、魅力を最大限活かした未来につながる投資に重点化を図り、産業振興により民間が収益を上げていくことで税収を増やし、官民それぞれが次の投資の機会を生み出していく。このサイクルを大きくしていくことが大切だと考えております。

具体的には地の利を活かした洋上風力発電産業の拠点化、IT関連企業誘致による新産業創出のほか、地元企業との連携を促進し、デジタル技術の導入等により生産性の向上を図ってまいります。

また、ふるさと納税ではパートナー企業を増やし、効果的なPRと併せ、寄附額の増加を図るだけでなく、寄附の傾向や嗜好を分析し、パートナー企業の返礼品開発に活かすことで商品力や競争力を強化してまいります。

こうした一連の取組や地元企業の稼ぐ体質を強化し、新たな事業や雇用を創出するだけではなく、ウィズコロナに加え、デジタル化などの事業環境変化への対応を後押しし、民間における再投資を促し、税収など必要な財源が確保され、さらなるまちの成長につながっていくものと考えております。

**○1番（西田憲智君）** 市長からの答弁をいただきました。

長期的な財政の確保というのは、よく理解できます。企業の誘致であったり、洋上風力によるこのまちの自主財源、成長していこうということはよく理解できますが、先ほど申しましたように、短期・中期の財源の確保といたしますと、メインは今のところ、ふるさと納税となっているかと思えます。今年の令和4年度の予算も、昨年度に引き続き20億円の予算が計上されております。

今、このまちの自主財源、財源の確保とって核となるふるさと納税が例年度並みというのは本市の今、いわゆる事務事業の見直しや歳出を抑えているところがここ数年続くんだと。いわゆる市民の皆さんは、まだまだ我慢をしなければならないんだということを言われているように感じてなりません。

そこで、ふるさと納税はもとより、例えば、本市の施設のネーミングライツであったり、大会を誘致することによってのあらゆる手段での財源確保というのが考えられます。

市の中で職員から、例えば提案があったり、意見を聴取するなど、そういった財源の確保について協議をされる、もしくはされたということがありますでしょうか。お聞きします。

**○副市長（出水喜三彦君）** 自主財源の確保に関して、庁内のほうで職員の意見も含めて検討がなされたかというような御質問かと思えます。

これまでの議会におきましても、ネーミングライツを取り入れてはどうかといった御提言もありまし

た。庁内におきまして、その有効性であったり、ネーミングライツに参加してみようという企業があるかどうか、こういったことも含めて議論をさせていただいております。

方向とすれば、そういった形で自主財源を確保するというようなことに取り組んでいくということになってございますが、このネーミングライツに限らず、いろんな形態の自主財源、広告であろうかと思っておりますので、そういったものを引き続き議論してまいりたいと思っております。

**○1番（西田憲智君）** 庁内のみならず、市民に多くのアイデアがまだ眠っているのではないかなと思っております。公募でもいいでしょうし、市長が今、掲げる広聴機能をフルに活かしていただいて、何とかこのまちの自主財源の確保のために、もしくは歳入の獲得のために官民一体となって取り組む必要があると感じているところでございます。

また、財源確保には様々な取組、手段があると思っておりますが、本市の貴重な財源として、石油貯蔵施設の立地対策や電源立地地域の交付金がございまして。現行基準、算定単価や配分、優遇制度について、市長の見解をお伺いしたいと思います。

**○市長（中屋謙治君）** 今、石油交付金とか、あるいは原発の交付金ということについてという話であります。

特に原発交付金につきましては、隣接といいながらもほぼ立地と変わらない位置関係にあるんじゃないかということで、前の田畑市長の代から機会あるごとに、やはり原発交付金の在り方というのはおかしいんじゃないかと、距離によって見直すべきじゃないかということは申し上げてきております。

それから、石油交付金であっても制度としてこのように設けられてる中で、自主財源というお話でありますけれども、やはり国があり、県があり、そして、市町村という中で制度が設けられている枠内ということになってきますと、なかなか自主財源を新たにということになってくれば、おのずと限界がある。このことは御理解いただきたいと思います。

**○1番（西田憲智君）** 今のようになかなか本市独自で自主財源、もしくは財源の確保に踏み出すとい

うことは厳しい現状にあることは理解しております。しかし、このまま声を上げずに取組、今の経過を眺めていても、この財源、理解の深まりにはならないと思っております。

他県、他市の状況によっては、声の高まりによって制度自体を今後検討していくという動きもあるように聞いております。ぜひ本市も20キロ圏内にある近隣市町村としてしっかりと声を上げながら、財源確保に向けても、交付金の在り方についても追及していただきたいと強く感じているところでございます。

先ほど述べられました、ふるさと納税も一緒にこのまちの成長をしていくという本当に大きな大きな取組の一つであろうと思っております。

先ほど市長も答弁されたと思っておりますけれども、パートナー企業を増やすことで、このまちの企業が共に成長できる。非常にウィン・ウィンの関係であることには間違いのないと思っておりますので、改めて当初の予算は20億円と昨年度並みの計画になっておりますけれども、ぜひ関係課、また地域の企業と一体となって、このふるさと納税を1.5倍にも2倍にも伸ばせるような施策を今後進めていただきたいと思っております。

そのほかにもガバメントクラウドファンディングの活用やウィズコロナ対策として、短期・中期・長期のビジョンを官民一体となって進められるよう期待いたしまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

次に、定員管理計画では令和2年度で576人の職員を令和7年度には508人にするという計画があります。

来年度より定年の引上げがありますが、市職員の定数管理の在り方についてお伺いいたします。

**○総務課長（山崎達治君）** 職員の定員管理についてであります。

職員の定員管理に当たりましては、本格的な人口減少社会を見据え、その人口規模に見合った適正な職員数の管理を行うため、令和3年2月に定員管理計画を策定したところであります。この計画では必要な行政サービスを維持し、定年延長制度などを考

慮しながら、再任用職員、会計年度任用職員を含めた総職員数を令和2年度で576人から令和7年度には508人に5年間で68人。内訳といたしまして、一般職員で10人、会計年度任用職員で58人の削減を行うこととしております。

計画の推進に当たりましては、最少の経費で最大の効果を得るため、事務事業の見直しやICTの活用による事務の効率化を図るほか、保育所の民間譲渡などによる業務量の縮減や国民体育大会終了など、中長期的な視点で定員管理に取り組むこととしております。

今後も組織機構の見直しと重要施策、行政需要の高い業務に対し人員の重点配置を行うとともに、業務の内容や特性に応じ、再任用職員や会計年度任用職員などを含めた職員の適正配置を行い、効率的な行政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

**○1番（西田憲智君）** 今、御説明があったとおり、もちろん本市の行財政を考えるに当たり、人員の削減というのが施策の一つになっているかと思いますが、市民からしてみると、これまで同様に充実したサービスを受けたいという一方で、定員というところの削減というのが大きく引っかかっているわけがございます。

また、今、定年の引上げというのがありましたけれども、職員の年代のバランスというのが取れているのだろうか。一定の新採用がなければ、人材育成や継続的な運営にも問題が生じるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

**○総務課長（山崎達治君）** 職員の年齢構成についてであります。

公的年金の支給開始年齢の引上げに伴いまして、平成25年度から再任用制度が始まっております。あわせて、令和5年度からは定年延長制度が始まるという形になっております。そのため、今後、60歳を超える職員の比率については増加するものと考えております。

これらの状況が見込まれる状況ではありますが、定員管理計画の中では職員の年齢構成のバランスを考慮しながら、退職者がいない年度が発生いたしません。その中でも将来の本市を支える人材確保のため

に、一定数の新規採用職員を採用することとしていくところであります。

**○1番（西田憲智君）** それぞれの年代のバランスというのは、なかなか見えないところもありますけれども、今の定年の引上げによって、少なからず、今の定年管理計画での削減となりますと、若い世代の職員というのが少ないように感じるところです。これがゆくゆくドーナツ化になったり、スポンジ化にならないような計画的な人材の雇用、もしくは配置というのを進めていただきたいと考えているところでございます。

また、同時に職員を減らすという一方で、それが機械化やシステム化によって、今、職員が行っている担いというのを今後、移行していく。それによって職員というのを削減できるという方法もあるかと思っております。

国のほうで様々な施策が今、打ち出されているところがございます。国の予算化について、本市での取組を進められる意向があるかをお聞かせいただきたいと思っております。

**○総務課長（山崎達治君）** 現在、国におきましては、マイナンバーカードを活用したデジタル化の推進というのを進めております。その中で、自治体の行政事務におきましても、全国、今ばらばらであります自治体のシステムがあります。それを令和7年度には統一をしようという形の中の流れになっております。

一方で、今年度の予算に、市民生活課では転入転出の部分で、マイナンバーカードを活用したワンストップという部分の制度も整備していく形になっております。あわせて、子育て関連や介護関連につきましては、マイナンバーカードを活用したびったりサービスというのも今年度システムを整備するような形で考えております。それに基づきながら、市民サービスの向上、併せてデジタル化に伴いまして、業務の削減を今後、進めていきたいと考えております。

**○1番（西田憲智君）** ぜひ一緒に政策として進めるべき課題であろうと感じておりますので、この件につきましても、この後、また深めていきたいと考

えているところでございます。

先日、市役所職員が先頭に立って男性の育児休業を取得する、「イクボス宣言」というのが発表されて、率先垂範される良い取組であろうと考えております。このような取組が深まり、広がれば広がるほど、いわゆる今いる職員の業務というところにその代わりの業務の担いが出てくるということも予想されます。

ぜひICTによる子どもの環境づくりであったり、いろんな制度を活用しながら、一体となって、一緒になって、この政策に取り組めるような制度を期待したいと思います。

この質問の最後に、第四次行政改革大綱に管理型行政運営から経営型行政運営の転機を基本理念に掲げられております。経営者にとって、人材というのは機動力だと思っております。また、大変大事な財産でもあると考えております。

市民のニーズを踏まえて質の高い行政サービスを持続的に可能とすることを考えれば、人員削減だけが政策ではないと考えますが、いかが感じますでしょうか。

**○副市長（出水喜三彦君）** この行革の関係、人員の削減を例にお話をされたところでございますが、行革につきましては、冒頭の質問でございました自主財源の確保、歳入の確保と共に、歳出面におきましても効率的でという、市民サービスも含め、そういった行政の経営が求められるものでございます。

ですので、歳出におきましても、民間企業も同様でしょうが、コスト管理であったり、投資効率に優れた姿を追求していかないといけないと思っております。

人材につきましては、当然、必要な定員を確保することは必要でございますが、人の人数だけではなくて、やはりサービスも含めた歳出全般の取組の中で、いかに人を集中させていくか、この観点が大事かと思っておりますので、サービスも含め、人員の管理等を進めていけたらと思っております。

**○1番（西田憲智君）** ぜひその中でも熱血職員を増やしていただいて、市民に満足いくサービスを提供できるように。また、市民がそういった職員を望

むような組織となるようにぜひ期待をして、次の質問に行きたいと思っております。

これまで本市は指定管理制度に取り組んできましたが、この成果とこれからの在り方について伺いたいと思っております。

**○経営改革課長（宮口吉次君）** 指定管理者制度の導入の成果等についてでございます。

指定管理者制度は公の施設について民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、サービス水準の向上、コスト削減を図っていくことで施設の設置目的を効果的に達成するため、平成15年9月に地方自治法改正により設けられた制度でございます。

本市では平成18年11月に策定いたしました公の施設に関する管理方針に基づき、現在は82施設において指定管理者による管理運営を行っているところでございます。

この指定管理者制度の導入によりまして、利用者増や市民サービスの向上、経費節減等に一定の効果が現れている施設もあり、効率的な行政運営にも寄与しているものと考えているところであります。

**○1番（西田憲智君）** 82の施設があり、それぞれの指定管理をしていただいているということです。本市の公共施設の中でもいまだ直営の管理をしている施設もあれば、指定管理者によって管理をしている施設もありますが、今、している、していないという基準がどこにあるのか、我々にはよく分かりませんが、それを教えていただきたいと思っております。

**○経営改革課長（宮口吉次君）** 指定管理者制度の導入の基準についてでございますけれども、この指定管理者制度の導入につきましては、公の施設の機能を十分に発揮しながらコスト削減に寄与する、かつ住民ニーズに効果的、効率的に対応して、住民サービスの向上に寄与するか。こういったことについて総合的に検討した上で、導入の適否の判断を行っているところでございます。

**○1番（西田憲智君）** 今、説明がありましたけれども、指定管理制度はもちろん財政にとっては非常に有効的な制度の一つだと思いますが、財政解消の取組が優先されて、なかなか専門的知識や経験のある管理者から提案や要望の収集であったり、意見の

聴取がこれから前に進めるというところでは、当局と指定管理をしていただいている方々が一緒に両輪となって前に進めてない現状にあるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

**○市長（中屋謙治君）** 指定管理は先ほど課長のほうから答弁をいたしました。

趣旨としては、行政が直接行うよりも民間がやったほうがサービスは高く、そして管理運営費は低くということが期待できるものについて導入しようということ導入しております。

現在、本市で82指定管理制度。市の職員が直接運営するよりも民間にお願いしたほうが、先ほど申し上げたように、サービスは高く、そして運営コストは低くということが期待できるということで導入して運営をしてきているところでございます。

今朝の新聞の折り込みに総合体育館の新しいヨガ教室の案内があったかと思えます。総合体育館を使って、現在、指定管理ということで運営をいただいているところが様々なヨガを曜日であったり、あるいは時間帯であったり、対象者であったり、こういうことで工夫をして、市民の皆さん方にそういったサービスを提供しようという。たしか今朝の新聞折り込みに入っておったかと思えます。

従来の、仮に総合体育館を市の直営という市の職員が運営しておったときには、なかなかそういったノウハウを持ち合わせていない。仮に導入するとしますと、かなりのコストがということで、今朝の新聞折り込みを見ながら、指定管理制度はそういう形で一步、工夫をしていただいているな、大変ありがたいと思うところでありました。

そういった形で、本来の指定管理制度の趣旨に沿った形でこれからも努めてまいりたいと思っております。

**○1番（西田憲智君）** やっぱり官民一体となってサービスの向上、コストの削減と非常に重要な観点だと理解しております。もちろん直営が管理をするとコストが高くなるというのは理解しておりますが、指定管理者に管理をしていただくコストの差というのも一つ気になります。

管理期間更新では施設の活用のアイデアや展望に

ついて多くの候補者から案が提出されて、多くの企業の方がぜひうちもやってみたくてくれるのが理想だと思いますが、なかなか今は1社もしくは1団体のみが継続という施設も多くあります。

その原因はどこにあるとお考えでしょうか。

**○副市長（出水喜三彦君）** 近年の指定管理の応募状況を見ますと、おっしゃったとおり、1社であるとか少ない状況も見受けられるところです。

ここにつきましては、指定管理を出す際に当たって指定管理料の算定を行うわけでございますけれども、その中において、それが現在でいえば3年間という試算の下で行っておりますが、3年間の間に、例えば人件費でありましたり、例えば管理がよりかかる状況になってきたりといった状況も見受けられるようでございます。

そういった点が一つ少ない状況、経費の問題もあるのではないかと認識しております。

**○1番（西田憲智君）** 指定管理をしていただける企業や団体にとっては、例えば収益性であったり、様々な制限がある規約などの見直しというところを気にされているのではないかと感じます。

ぜひ今後、そのようなことを協議をしていただいて、みんなが本当にウィン・ウィンの関係で本市の施設の充実であったり、サービスの充実であったり、このまちの発展のために共に働いてくれる人たちとよりよい関係が築けたらいいなと期待いたしまして、行政全般に対する質問を終わりたいと思っております。

次に、2番目のテーマとして教育行政について伺います。

まず、学校教育充実について、幼・小・中・高の連携した一体的な教育とありますが、本市は小中一貫教育というのは本当に進んでいると考えております。

その中で、幼・小もしくは中・高の連携の形というのをどのように今後進められるかというのを教えていただきたいと思っております。

**○教育長（相良一洋君）** 幼稚園と小学校、中学校と高校の連携についてであります。

幼稚園と小学校、中学校と高校では教員が子どもの学力、生徒指導や特別支援教育の面からの個別の

配慮事項等について情報を共有するなど、各校種間の接続をスムーズにし、子どもたちが充実した学校生活を送れるようにしております。

この教員間の連携は、幼稚園と小学校では年度末や年度初めに行われることが多いですが、中学校と高校では年間を通じて進路指導担当者を中心とした連携や情報交換が行われております。

子どもたちの交流の例としまして、小学校においては、生活科や総合的な学習の時間に園児を招待して、児童との交流を図るなどの活動を行っている学校もございます。中学校においては、全ての学校で家庭科において、生徒が幼稚園や保育所での保育実習を行っております。

本市では小中一貫教育の充実を図り、各中学校区において乗り入れ授業や9年間を見通した教育課程の編成、学習面や生活面における共通実践事項への取組等を展開しておりますが、市来中学校校区においては、市来幼稚園、市来保育園を含めた幼・保・小・中連携にも取り組んでおります。

市来中学校における幼小部会では、年3回、研修の機会を設け、共通実践事項に取り組んだり、授業参観等を通じた指導方法の改善につなげたりするなど、幼稚園・保育園での指導を小学校へ効果的に活かすことができるように取り組んでいます。

**○1番（西田憲智君）** ただいま教育長のほうから市来中校区での幼・小・中の連携が年3回ほど実施されているということでございます。

もちろんふだんは先生方が、もしくは教師の方々がそういった連携を含めながら、例えば小1プロブレムとか、例えば進路の問題について、いろいろ情報共有をさせていただいているのは非常にありがたいと思っておりますが、やはり今、小学校での大きな課題はネット、メディア、ゲーム、スマホなど、基本的習慣の課題がやっぱりあると思います。

これは、小学校から教育してもなかなか身につけていかない。ここには本当に幼・小の連携というのが必要だと思います。もちろん学校内で、学校教育の中でできる連携というのは限られていると思いますが、そのほか市P連や関係機関と連携をして、今後、このような課題に対しての取組というのが必要

だと考えますが、いかがでしょうか。

**○学校教育課長（藏菌孝一君）** ただいま市来中学校区の幼・小・中連携の例につきまして、先ほど教育長が述べましたが、そのような取組をほかの校区にも広げられないかというようなことではないかと思っております。

現在、他校区においても、幼稚園教諭を招いての研究事業を実施している小学校、あるいは秋祭りに園児を招き、児童との交流を図っている小学校もあります。

しかしながら、他校区には市立の幼稚園がないということで、小学校に入学してくる子どもが通う私立の幼稚園、あるいは保育所が市内各所に点在しておりますので、市来中校区のような継続的な連携というのは、なかなか計りにくい現状があります。

しかし、議員もおっしゃったとおり、子どもの学びや成長の連続性はとても大事なことです。各講師間の連携が極めて重要ですので、それは小・中の連携のみならず、幼・小あるいは中・高、同様であると考えます。

市教育委員会といたしましては、私立幼稚園や高校について、直接、指導する立場にはありませんが、今後、本市の小・中学校が、例えば公開研究会等を開催する際には、市内の各私立の幼稚園、保育所、高校等にも案内するなどして、できる限り連携の機会が持てるようにしていきたいと、今、考えているところです。

**○1番（西田憲智君）** ぜひ本市の大切な子どもたちですので、そういった枠組みにとらわれず、子どもたちの育成のために連携の形を広げていただきたいと考えます。

また、中・高連携といたしまして、先ほど進路での情報共有が先生方で行われているというお話でしたけれども、本市の教育基本目標として、「ふるさとを愛し、夢と志をもち、心豊かでたくましい人づくり」という方針を掲げられています。まず、本市の子どもたちは、このふるさとを愛するというのが原点にくると思います。

そこで、本市には公立高校2校、私立高校1校がありますけれども、子どもたちのキャリア教育を考

えると、市内の高等学校とまずは連携する形が取れるのではないかと思います、いかがでしょうか。

**○学校教育課長（藏菌孝一君）** 高校との連携ということで、これにつきましても先ほど答弁したとおり、教育委員会が直接こういった連携をするようにというような指導というのはなかなかできにくい部分がありますけれども、現段階でも先ほど申しましたとおり、進路指導担当者間での連携というのは当然行われているところでございます。

高校のほうも、特に普通科高校では教員の研究授業といったものも計画的に行われております。そういったところへの教員の参加とか、そういったのも学校のほうにぜひそういう機会があったら参加するようにといった形で、中学校のほうへの働きかけというのはできるのかなと考えているところです。

また、これも進路に関してですが、子どもたちの連携といいますか、連携ではありませんけれども、体験入学とか高校への、それは計画的に行われているわけです。中学校でできることというのはキャリア教育の視点に立って……。キャリア教育というのは生き方教育ですので、進学指導だけではなくて、そういったものも含めまして、高等学校あるいは上級学校への理解をしっかりと深められるような進路指導の充実というところを中学校のほうに教育委員会としては指導していきたいと考えております。

**○1番（西田憲智君）** ぜひ地域の子どもたちを地域一体となって育てていくんだということをしっかり連携しながら進めていけたらと考えるところでございます。

次の質問に移らせていただきたいと思います。

第2次総合計画に小・中学校の再編とあり、保護者の中でも期待する声と不安の声など様々ございます。

現在、協議、検討されている進捗についてお聞かせいただきたいと思います。

**○教育長（相良一洋君）** 学校再編についてであります。

急速に進む児童生徒の減少、さらなる小規模校化への進展、部活動の制限等、本市の学校の現状を勘案いたしますと、児童生徒の確保や教職員の配置を

図るなど、教育環境を整えるためには学校再編を進めることが喫緊の課題になっていると考えています。

このため、現在の小・中学校統廃合基準による学校単位の統廃合を進めるよりも、市として小・中学校の規模等を考慮した学校再編について検討を行う必要があると考え、統廃合基準の廃止と共に、新たに学校再編基本方針等の策定に向けた検討を進めているところであります。

基本方針では望ましい学校規模、再編の対象、再編計画の目標年度、再編の枠組み、地域との連携等について協議しているほか、これからの時代に求められる教育振興施策の取組についても検討を進めていこうと考えております。また、通学方法、閉校後の学校施設の活用等についても基本的な考え方を示す方向で検討しております。

今後、再編基本方針案などをまとめることができましたら、議会へ報告するとともに、保護者や地域住民等への説明会を実施してまいりたいと考えているところでございます。

**○1番（西田憲智君）** 今、教育長から説明がありました再編基本方針というのを策定に向けて取り組まれているということです。ここ近年中に今の施策が実行されるというのは、なかなか見通しはまだ立っていない中で、このように大規模校、小規模校、特認校制度、それぞれにメリット、デメリットというのがありますが、学校規模による教育格差があってはならないと考えております。

そこで、学習についてお伺いいたします。

今、小学校では串木野小、市来小、照島小、生福小学校を除く4校に複式学級があると認識しておりますが、複式学級に対する学習の格差というのが起こっていないかをお聞かせいただきたいと思います。

**○教育長（相良一洋君）** 複式学級を有する小規模校と中規模校、大規模校の教育格差についてでございます。

複式学級を有する小規模校と中・大規模校のどちらもそれぞれの良さや課題があると思います。一概に教育格差がということは言えないのではないかと考えます。

しかし、一般的に言われる小規模校の課題は児童

生徒数が少ないことから人間関係の固定化、集団内の男女比の極端な偏り、多様な考えに触れる機会の少ないこと、クラブや部活動など児童生徒の選択の幅が少ないことなどが挙げられます。

そのため、複式学級を有する小規模校ではオンライン授業による交流授業の実施、小規模3校による合同修学旅行など行事の合同実施、串木野小学校や市来小学校などとの合同授業の実施を通して、小規模校の課題を克服できるように努めているところでございます。

**○1番（西田憲智君）** 学年によっては複式の中で実習をしていたり、例えば管理職がその教育を補填してたり、いろんな取組がもちろんなされていると思います。今、この情報化社会、ICT化を利用したりモット授業やいろんなこれから可能性のある授業を進めて、教育の学習の格差を少しでもなくすような取組が必要だと考えております。

続きまして、部活動についてでございます。

今、中学校における部活動で個人競技もしくは個人で行うものについては、それぞれ学校で対応できるところもありますが、団体競技については、なかなか子どもが選択できないという現状に陥っております。

これについての対応がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

**○教育長（相良一洋君）** 集団競技、特に部活動等、人数が必要な部活動につきましては、単一の中学校での部活動が成り立たないという部活動もございませう。そこで、隣の学校の部活動と共同で2校で、または3校で、子どもたちの部活動ができるような組織体制づくりというものが本地区でも行われているように聞いております。

子どもたちは中学校3年間の活動をどのように過ごすかと、大きな目標がございませう。できる限り子どもたちの要望に沿った上で、そして、他校とも連携をしながら、子どもたちの3年間の活動を保障する。または、一つの例としまして、中学校に部活動がないということで、伊集院、日置市のほうに学校を……。転居じゃないですけど、区域外で申請をしたという1例もございませう。

今後、少子化において部活動が地域に委託されたり、そういうことになると、小規模ではなかなか活動ができない。そうすると、広域にわたる部活動をしたいといかないといけない。そういう方策も考えていかないといけないということは、今後のまた大きな課題でもあるし、子どもたちの活動を保障するという意味からは、本市の教育委員会もしっかりまた検討してまいりたいと考えているところでございます。

**○1番（西田憲智君）** 部活動にあっても教育の一つの格差があってはならないと思いますので、いちき串木野市のどこかの中学校に集まって、例えば競技ができるような仕組みといったところをまた検討いただきながら進めていただきたいと思います。

対応が遅れると、子どもたちの機会は年々失われてしまいます。学校規模に差はあっても、格差のない教育を受けられるように切望し、次の質問に移りたいと思います。

次に、不登校・学校不適應・学級不適應への課題でございます。

現在、いちき串木野市は本年度、新しい事業として学校教育専門員の配置を行って、それぞれのコーディネートをしていただいておりますが、これからの教育について、特別支援教育を中心にどのような課題があるのかをお尋ねいたします。

**○学校教育課長（藏菌孝一君）** 多様化する児童生徒問題への支援体制ということで答弁いたします。

現在、本市において喫緊の課題といひますと、やはり不登校の問題が挙げられます。不登校傾向の原因は多岐にわたり、漠然とした不安、友人関係をめぐむ問題等、様々な問題が個別案件としての対応に迫られているところでございませう。

不登校の問題については未然防止と早期対応が極めて重要でありまして、新たな不登校を生まないと、そのための生徒指導部を中心とした組織的な支援体制を整えるようにしているところでございませう。

また、現在、不登校となっている児童生徒に対しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、子どもみらい課等の各関係機関と連携して、個別に対応し、家庭訪問を行ったり、教育支援



センターへの通級を勧めたりするなど、学校の再登校へ向けた取組を行っております。

今年度、学校教育課に学校教育専門員を配置いたしました。学校教育専門員は不登校問題や特別支援教育に関する課題等に対して、各関係機関と連携を図り、様々な案件に対応する専門職です。

多様化する問題に対する教師一人の関わりには限界があります。これを多面的な関わりにすると。そのためには各関係機関を確実に、そして、よりスピーディーにつなぐ必要があります。その役割を担っているのが学校教育専門員です。この学校教育専門員が効果的に機能することで、多様化する問題に早期に対応していくことにつながっていくと考えます。

これまで特別支援に関しましては、特別支援の連携協議会等が開催されましたが、学校教育専門員のほうから、専門的な立場から助言等をする機会もございました。

今後、生徒指導、そして、特別支援において、学校教育専門員を十分に活用して、その充実が図れるように努めていきたいと考えております。

**○1番（西田憲智君）** それぞれの児童に対する対応は管理職が行っていたり、学校内での地域のサポートには限界があるように感じております。

小学校、中学校での生徒指導の問題は異なることから、このような問題は現場で即時に対応が求められていると思いますが、今後、それぞれの配置人数というのを確保するというお考えはいかがでしょうか。

**○学校教育課長（藏菌孝一君）** 様々な課題への対応につきましては、何よりも教育環境の整備というものが非常に大事だと思います。教育環境の整備といいますと、ヒト・モノ・カネとよく言われますが、支援員を増員したりというような、当然、予算措置を取って対応する。つまり、お金を使って対応するというものも当然、必要かと思えます。また、ICT環境の整備等のものを整備するというのも、もちろん大切かと思えます。

ただ、基盤といいますか、根幹というのはやっぱり人だと思います。学校教育課で特に力を入れておりますのは教員を育てると、教員という人を育てる。

これは資質、能力の向上ということになりますが、もっとシンプルに言いますと、教育への情熱とか思い。情熱にあふれ、生き生きと日々、成長し続ける教員を育てたい。それが必ずや子どもたちの健全育成につながると信じているところです。

予算措置というのも当然考えていかなければなりません。学校教育課で現在、本当に本分だと考えているのは教員の育成。教員の資質・能力の向上を目指す研修をはじめ、様々な機会を捉え、学校への指導助言を充実し、学校の教育活動を活性化し、勢いのある学校、元気のある学校づくりに努め、子どもたちが行きたい、学びたいと思えるような魅力あふれる学校づくりというものに取り組んでいけるように努めていきたいと思えます。

やはり学校は子どもに夢や志を持たせる場であってほしいと。そのためには教師自らが夢を語れる。日々、教員が輝いているということがとても大事ではないかなと思えます。

そういった意味で学校教育課としては、先生方を管理職と一緒に育てていきながら、子どもたちにしっかりと還元していきたいと考えております。

**○1番（西田憲智君）** 今、課長から説明があったように、教育環境の整備にはやっぱり人というのがありますし、学校内外での連携ももちろん必要だというようなことで認識しております。

関連しますので、次の質問に行きたいと思えます。

本市でもNPO団体をはじめ、親子の困り事に手を差し伸べてくれる方々がいっぱいいらっしゃいます。取組はよりどころを通じて、学校へ復帰を目指すための一つの活動でございます。

その中でB&G財団、日本財団で「子ども第三の居場所」事業というのが、今後、募集されて実施される計画になっておりますが、この取組について本市のお考えをお聞かせください。

**○福祉課長（久木田 聡君）** 子ども第三の居場所についてであります。

当事業はB&G財団が2018年から実施しており、家庭や学校で孤立している子どもに対しまして、放課後の時間に学習支援や食事の提供、入浴などを行う居場所を提供するもので、全国60か所で設置して

いるところでございます。

先ほどありました本市における不登校の児童生徒数は令和4年3月末で小学生23人、中学生39人で、うち教育支援センターの登録者は12人となっておりますが、当事業を実施する場合、最低の利用人数などの要件を満たすことができるのか。また、教育支援センターに行けていない生徒への働きかけをどうするのかなど、慎重に検討する必要があると考えているところでございます。

**○1番（西田憲智君）** 個人、団体ではこのような支援をしたくても資金面やいろんな方面に限界があります。官民一体となって支援の輪が広がることを期待する次第でございますが、今後、6月17日、22日に説明会がございます。ぜひ担当課で検討していただいて、この取組を基に多くの方々と協力して、官民一体になって取り組めることを期待して、次の最後のテーマに移りたいと思います。

最後のテーマは福祉行政についてでございます。ちょっと時間配分がまずくて、単刀直入に申し上げたいと思います。

この制度については、地域住民や地域が主体的に参画した連携が必要であるということから、国が重層的支援体制の整備事業を創設しております。その中に重層的支援体制整備事業計画の策定ということが、今、求められておりますが、本市の見解をお聞かせいただきたいと思います。

**○福祉課長（久木田 聡君）** 重層的支援体制整備事業実施計画の策定についてでございます。

今ございました地域共生社会の実現に向けた地域づくりということで、その前に地域福祉計画というのが福祉分野の上位計画として策定が定められております。これに加えて、令和2年6月の社会福祉法改正によりまして、今おっしゃられました具体的な推進体制であります重層的支援体制整備事業が任意事業として創設されたところでございます。

本市におきましては、本年度、第1期地域福祉計画の策定を進めており、その中で市民のニーズに応じた包括的な支援体制を構築するために、重層的支援体制の整備事業実施計画を盛り込みまして、属性を問わない相談支援、ひきこもりの方等への社会参

加の支援、地域づくりに向けた支援を推進するための調整機関や組織体制の在り方などを検討していくことで進めているところでございます。

**○1番（西田憲智君）** 今、課長の説明ではこの重層的支援体制の整備事業の実実施計画の策定に向けて、前向きに取り組んでいくという回答でよろしかったでしょうか。確認です。

**○福祉課長（久木田 聡君）** 地域福祉計画の中でそういった実施計画というものを作ってまいります。その中で事業を実施するということにつきましては、また、今ありましたようないろいろな機関の設置、それから組織体制の見直しがありますので、その辺りを時間をかけて設置していくと。まずは計画のほうを策定していくということでございます。

**○1番（西田憲智君）** この地域共生社会の実現に向けては、やはり市の各課だけの連携にとどまらず、地域住民や団体、NPO法人など縦断的な連携取組が必要だと感じております。

ぜひ本市が進められる地域福祉計画策定事業の先に、各課の連携と地域との連携が深まることを切に希望して、最後の質問に移らせていただきたいと思っております。

最後は、障がい者福祉サービスについてでございます。

今、本市は子育て支援の充実を図るために、中学校修了まで児童生徒の医療費を助成していただいております。重度心身障がい者の医療費助成金の支給申請のほうは今、窓口になっていて、それぞれの申請の差が出ているんですが、この差によって、今、なかなか窓口まで来れずに助成を受けられていないという世帯も多くあるように聞いております。

この問題についてどのようにお考えになのか、お聞かせいただきたいと思っております。

**○福祉課長（久木田 聡君）** 重度心身障害者医療費助成金の支給システムについてでございます。

重度心身障害者医療費助成につきましては、医療機関を受診した際、一旦、病院窓口でお支払いしていただきまして、その後、毎月、領収書を持参して、福祉課に申請をする償還払いという方式で給付をしているところでございます。

利用者の負担軽減の点から、県市長会より事業者主体である県に対しまして以前より見直しを要望してまいりましたが、令和4年2月25日、当該制度を見直す方針が示されたところでございます。見直しの内容は、現行の償還払方式から市に領収書を持参する必要がない自動償還払への変更による利用者の負担軽減及び所得制限の導入であります。

県におきましては、市町村や関係機関、各種団体に個別説明を行いまして、関係者の意見を踏まえて、最終的に制度変更の内容を決定していくというところでございます。

**○1番（西田憲智君）** 本当にふだん子育てで追われている中で、その子どもに障がいがあるということで非常に不自由をされている。そのような現状の中でこのような制度が一日も早く実現して、いちき串木野市のシステムもそれによって確立されることを切に希望いたします。

多くの市民の皆さんが行政サービスをしっかり受けられる中で、一体となって、このまちの発展と一緒に取り組んでいけるような、そんなまちづくりがいちき串木野市の未来につながると確信して、最後の質問を終わらせていただきたいと思います。

**○議長（濱田 尚君）** 次に、高木章次議員の発言を許します。

[3番高木章次君登壇]

**○3番（高木章次君）** 川内原発について、市長にお伺いします。

ロシアはウクライナを侵略し、現在、ウクライナの必死な反撃が続いています。ロシア軍によりチェルノブイリ原発では一時的に外部電源喪失が発生、ザポリージャ原発は現在も占拠が続き、敷地内に爆発物や兵器を置いているという危険な状態です。

原発は国家による脅迫、攻撃対象となることが現実になりましたが、想定した安全対策はありません。

川内原発では特定重大事故等対象施設、一般的にはテロ対策施設と呼ばれる施設が建設されていますが、安全対策が不十分なので、追加した施設と考えるべきものです。

ロシアのウクライナ侵略により、中国、北朝鮮、ロシアによる東アジアの緊迫した状況はさらに悪化

するかもしれないと思っています。

原発は緊急事態が発生してから運転をすぐに停止しても崩壊熱が長期間続くため、冷却が続けられなければ核燃料が溶けるメルトダウンが発生し、水素爆発、水蒸気爆発につながる可能性があります。

そして、川内原発は特別な位置にあります。川内原発が攻撃され、大事故を起こせば、大気中に放出された放射能は偏西風に乗って日本を縦断する形で北海道まで汚染すると思います。また、海へ流れ出した放射能は太平洋側と日本海側に分かれて、日本の沿岸を包み込むように放射能で汚染します。

現在、軍事攻撃の危険性を念頭に置いた原発の停止基準が策定されていない以上、川内原発の風下であるいちき串木野市としては、最悪の状態を考え、国に対して東アジアの緊迫した状況が落ち着くまで、例えば、中国が武力による台湾侵攻を断念する発言があるまで、速やかな川内原発の停止を求めると考えます。

市長の考えをお伺いします。壇上での質問はここまでにさせていただきます。

[市長中屋謙治君登壇]

**○市長（中屋謙治君）** 高木章次議員の御質問にお答えいたします。

ロシア軍によりますウクライナ侵攻、これにおきます原子力発電所への攻撃は原発保有国であります我が国をはじめ、世界中を震撼させたところでございます。ロシア軍による原発への攻撃はウクライナだけではなく、ヨーロッパ、さらには世界をも危険にさらす暴挙であるとともに、原発の平和利用という国際秩序の根幹を揺るがすものであり、断じて容認できないものであります。

こうした国家による原発に対する軍事攻撃への対応については、国際的な枠組みの中で議論されるべきものであると考えます。外交上及び国防上の観点から国が責任を持って対応すべき事柄であると考えております。

こうした状況を受けて、川内原発隣接市として国任せにするのではなく、直ちに止めるべきではないかという御質問でもあったと思います。

昨今の燃料価格の高騰、御案内のとおりでござい

ます。電力の需給が逼迫し、電気料金は大変高騰いたしている状況でございます。これは我が国がエネルギー資源に乏しく、エネルギーの需給率が低いことが大きな要因であるわけです。電力の需給の逼迫は経済活動及び市民生活に大きく影響を及ぼします。

原発の停止につきましては、国のエネルギー政策に関わることでありますので、国において判断されるべきものと考えております。

**○3番（高木章次君）** 私は全ての原発を止めるように国に要求してくださいということを言ってるのではなくて、川内原発の停止を要求してくださいと言ってます。というのは、中国に極めて近いんですね。非常に、やはり川内原発は特別な位置にあると思ってます。川内原発2基が止まったとしても、日本全国の電力供給に何ら問題は発生しないと思いますので、質問をさせていただいたわけです。

時間がないので、この問題はここまでにしますが、今の答弁では非常に不十分だと思います。国任せではないと言いつつ、やっぱり国任せなのかなという感じがしますので、ぜひ国へ強く要求していただきたいということで、この質問は終わりとして、次に進みたいと思います。

次ですが、原子力防災計画についてです。

安定ヨウ素剤の事前配布について。

まず、甲状腺がんを防ぐためにということで、安定ヨウ素剤の希望者への事前配布というのが毎年行われていますが、本市の事前配布の申請者数が極端に少ないことは問題だと思ってます。

それで、昨年、令和3年度の配布実績ですが、本市は申請者が47人、問診票送付人数は44人、配布人数20人ということで極めて少なくなっています。

阿久根市の申請者数は301人です。阿久根市の人口は今年の5月現在で1万9,099人で、本市は2万6,595人で、約7,500人も人数が少ないにもかかわらず、申請者数は6.4倍となっています。

今年度の安定ヨウ素剤の希望者への事前配布申請の締切りは8月30日の予定となっていて、7月下旬に申請書を本市も含めた30キロ圏の役所宛てに送ると県から聞いています。市としては、申請者数、受取人数を増やすために様々な積極的な取組が必要と

考えていますが、いかがでしょうか。

それで、実際に配られている申請書は、これは令和3年度のもので、A3の二つ折りです。中に申請書そのものがあります。これが本市の場合、広報いちき串木野、またはおしらせ版の中に折り込まれる形で全世帯に配布されています。これは気がつかない方も結構いらっしゃるようです。中身も非常に、これは県が作ったものですが、見にくい、理解しにくいと思っています。

ということで、いかがでしょうか。市長の見解をお伺いしたいと思います。

**○まちづくり防災課長（富永孝志君）** 安定ヨウ素剤の事前配布についてであります。

安定ヨウ素剤の事前配布につきましては、原子力災害対策指針と原子力規制庁の「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」という解説書に従い、実施をしているところでございます。

それによりますと、医師の説明を前提として、事前配布によって避難等が一層円滑になると想定されるUPZ内の住民への事前配布が可能となっております。これに従いまして、県は障がいや病気などにより緊急時の受け取りが困難であるなど、一定の要件に該当し、希望される方に事前配布を実施しているものであります。

本市におきます事前配布数につきましては、平成30年度が280人、令和元年度が145人、令和2年度が34人、令和3年度が20人でありました。

住民への情報提供、周知につきましては重要なこととありますので、必要とする方に届くよう、今後、ホームページやSNS等を利用して、広報活動に努めてまいりたいと考えております。

**○3番（高木章次君）** ホームページに掲載されるということですが、ホームページに一体どれほど見に行かれる方がいらっしゃるのか疑問です。SNSというものが具体的にどういうものなのかは説明をしていただきたいのですが、問題は子どもたちなんです。子どもたちほど甲状腺がんにかかりやすいため、どうするかということを第一に考えるべきだと思います。

それで、具体的に提案します。

まず、保育園、小学校、中学校、高等学校でも保護者への申請書配布をぜひ取り組んでほしいと思ってるんですね。保護者の人がまずこのことを知らない、読んでいない。

要件はいろいろありますが、まず申請しないことには話にならないんですね。また、説明会に行かなければもらえないわけです。説明会って、これは一、二回しかないわけです。申請して、問診票を受け取った人の約半分しか実際には説明会に行ってもらってないのが現状です。これは毎回そうです。

ですから、これに関しては、国は薬局で都合のいい日にもらいに行くということ始めてもいいですよと正式に文書で通達してます。

あと、もう一つは要件です。条件をつけてるわけです。これについては、田畑前市長が要件を外してほしいと知事宛てに要望書を提出してます。しかし、これはかなえられていません。

これはぜひ中屋市長、知事へ直接でいいですから、要求していただきたいと思っています。これはもう本市住民全ての気持ちだと思います。

以上、どうでしょうか。

**○市長（中屋謙治君）** 安定ヨウ素剤の配布でございます。

東北での東京電力の事故を受けて安定ヨウ素剤の配布について、事前配布にということで、現在、県のほうで取りまとめをして事前配布を行っているわけです。障がい、あるいは病気がある、そして、緊急時に受け取りが困難だという一定の要件をつけて、希望者であってもこの要件に合致しなければ事前配布はできないということでありましたので、たしか27年だったと思いますが、県のほうに希望する方については全員該当するように、事前配布するようという要請をした経緯がございます。残念ながら、まだそこに至っていないということでもあります。

県のほうに、再度、条件をつけずに希望する方については全員配布されるようということには機会を得て要請をしていきたいと思っております。

**○3番（高木章次君）** 即答できない点もあるかもしれませんが、今年度の申請は、7月20日にはもう申請書が県のほうから発送されます。20日頃ですね。

これからすぐに、一体、具体的にどう対応するのか検討してください。この場で回答は結構ですのでないと、非常にまずいと思います。配布人数が20人。これは、ちょっと考えられないですよ。ぜひ具体的に示してください。よろしくお願いします。

では、次の質問に移りたいと思います。

これも安定ヨウ素剤の事前配布についてですが、UPZと呼ばれる原発から5キロから30キロ圏の本市でも安定ヨウ素剤の郵送での事前配布が可能であるという件です。

昨年の12月議会の一般質問では、宮城県に続いて、佐賀県の玄海原発のPAZ圏では2021年から郵送での安定ヨウ素剤の配布を始めていますが、今年からはUPZ圏、5キロから30キロ圏の希望者への郵送での安定ヨウ素剤そのものの配布が始まります。しかし、鹿児島県では川内原発のPAZでも郵送配布の計画はなく、遅れています。

それで、御覧になった方はどなたもいらっしゃらないと思いますので、これが佐賀県のほうで、現在、配布中のチラシです。ここに、「後ほど安定ヨウ素剤が郵送されますので、お待ちください」と書いてあります。

やってるんです。国もオーケーなんです。ただ、これは希望者へでしたけれどもね。

それで、昨年の12月議会での一般質問で、人口33万人の福島県のいわき市での40歳以下への全員へ、また、40歳以上は希望者への安定ヨウ素剤の郵送、配布関連費用、合計2,650万円を参考にすると、人口が約10分の1の本市では約500万円です。郵送配布が可能で、安定ヨウ素剤の郵送期限は5年間となるため、1年当たりの経費は約100万円となるのではないかと提案します。

本市での安定ヨウ素剤の郵送での事前配布は、実施するかどうかは別にして、可能と判断してよいと思いますが、市長の考えをお伺いします。

**○まちづくり防災課長（富永孝志君）** 郵送による安定ヨウ素剤の事前配布についての御質問でございます。

佐賀県等で郵送を始めてるという話をお伺いしたところなんですが、郵送配布につきましては、通知

によりますと、コロナ禍の限定的、特例的な対応という形になっております。

そのため、鹿児島県では十分な新型コロナウイルス感染症対策を実施いたしまして、安定ヨウ素剤の効能や服用に伴う副作用、服用時期など説明をし、理解をしていただいた上で配布しているということでございますので、現在のところ、郵送による配布は考えていないところでございます。

**○3番（高木章次君）** 県では検討しないということは電話で確認をしています。そういうことをお伺いしているのではないんです。

本市で500万円で郵送できるのではないですかと。やるかどうかは別です。やれるのではないですかということで、検討をお願いしてました。

いかがでしょうか。回答をお願いします。

**○まちづくり防災課長（富永孝志君）** 本市で500万円でできるのかどうなのかというところ、プラス、それで本市として、するかしないかという御質問…。

**○3番（高木章次君）** 本市でするかどうかはお伺いしてません。可能かどうかでいいんです。可能かどうか、それだけで結構です。

**○まちづくり防災課長（富永孝志君）** 本市におきまして、仮に郵送で安定ヨウ素剤の事前配布をするとした場合、試算をしてみますと、全市民を対象にして全戸配布した場合、薬剤等とかチラシ、問診票、封筒などの印刷費、あと切手等の通信費などの費用。これについては人件費を除いた形で、概算で約700万円ほどと試算をしたところでございます。

郵送につきましては、先ほど述べさせていただきましたとおり、コロナ禍であって限定的なものと考えておりますので、本市としましては郵送での配布は考えていないところでございます。

**○3番（高木章次君）** ありがとうございます。

700万円でやろうと思えばできるという確認ができました。この700万円というのは5年間で700万円ということ。有効期限が5年間ですので、5で割ると年間当たり140万円で済むということになります。ありがとうございます。

今後、実行に向けて提案をさせていただきたいと

と思いますが、今日はこれでこの質問は終わりとしたと思います。

次ですが、原子力防災対策の中での屋内退避時の被曝についてです。

昨年12月定例会の一般質問の中で、1980年以前の家屋の場合、被曝低減効果が70%ではなく、44%で大幅に少なくなることについて、確率的影響リスクを低減するためのIAEAの包括的判断基準を下回っており、UPZ内における緊急時の初動体制として屋内退避を基本としている原子力災害対策指針の考え方は妥当であるとされていると、報告書の結論を読むことで答弁とされました。

この妥当であるとの文章は原子力規制庁が作成し、規制委員会も認めた屋内退避による被曝低減効果に関わる医学研究の成果、概要報告のもので、IAEAの包括的判断基準は最初の7日間の甲状腺等価線量50ミリシーベルトと記載されています。この最初の7日間の甲状腺等価線量50ミリシーベルトを説明されなかったんです。これは非常に問題な数字だと思います。

一般公衆の追加被曝限度は年間1ミリシーベルトとされています。福島原発事故では、避難解除は年間20ミリシーベルト以下が条件となっています。これも高い被曝レベルだと思います。

そして、この成果概要報告の4ページの図3というものがあります。これです。

**○議長（濱田 尚君）** 高木議員、簡潔にお願いいたします。

**○3番（高木章次君）** すいません。ちょっと重要なんで……。

それで、この図によりますと、野外でも原発から約5キロから50ミリシーベルト以下の線量になってるんですね。ですから、基準を下回っていればよいということであれば、屋内退避しなくてもよいということになると思います。基準を超えていないからよいというものではなくて、屋内退避計画の前提が崩れたのではないかと思います。

本来であれば、原子力規制委員会は反省して原発を停止させるとともに、1980年代の家屋でも被曝低減効果が70%になるまで電力会社に経費を負担させ、

改修すべきと思います。

また、屋内、車内での……。この車内というのは避難時の車内ですね。N95マスクまたは同等の国産のDSマスクを正しく着用したり、空気清浄機を使用することは大きな被曝低減効果があるとの報告内容が記載されています。

利用を広報すべきと考えます。市長の考えをお伺いします。長くなりました。

**○まちづくり防災課長（富永孝志君）** 屋内退避時の被曝についてでございますが、繰り返しになりますけれども、原子力規制委員会の研究報告では確率的影響リスクを低減するためのIAEA国際原子力機関になりますが、IAEAの包括的判断基準、最初の7日間の甲状腺等価線量50ミリシーベルトでございます。この基準を下回っており、UPZ、これにつきましては、原発から5キロから30キロ圏内という形になります。

この内における緊急時の初動対応として、屋内退避を基本としている原子力災害対策指針の考え方は妥当であることを示している。このことから、本研究の成果をもって原子力災害対策指針を見直す必要性はないと示されております。

このようなことから、市といたしましては、それに従い対応することとしております。

**○3番（高木章次君）** マスクと空気清浄機の利用についてはどうでしょうか。

**○まちづくり防災課長（富永孝志君）** マスクと空気清浄機を利用した場合に効果があるというような内容がございますけれども、マスクに関しまして、気密性の高いマスクでしっかりとつけないと効果はないとうたわれてございますので、そちらにつきましても、国のそういう報告を受けた形での、もし国からそういう通知とか原子力災害対策指針の変更とかございましたら、それに従いまして、対応してまいりたいと考えております。

**○3番（高木章次君）** このことですけれども、原子力規制委員会が屋内退避する場合に被曝低減効果が70%。これは海外の高気密性の住宅を基にしたデータなんだということを正直に再稼働時に説明していればよかったんですが、結局は住民をだます状態

で利用したんですね。原子力規制委員会はとんでもないわけです。原子力規制委員会は反省しなくちゃなんないんですよ、本来。30キロ圏の自治体としては、本来であれば、原子力規制委員会に対して抗議文でも送って当然の内容なんですね。

なので、本来であれば、原子力防災計画の見直しをするというのが、本来、原子力規制委員会が判断すべきことだと思っています。

それで、国の指針の変更とか指示とか、そういうのを待つ必要はないと思っています。今日も原発は動いていますし、いちき串木野市は……。

**○議長（濱田 尚君）** 高木議員、簡潔にお願いいたします。

**○3番（高木章次君）** ということなので、N95マスク、DSマスクもそうだと思いますが、一つが一番安いものだと150円ぐらいのものもあると思います。ぜひ今後、採用することを市として検討していただきたいと思いますし、広報活動もぜひ個人的に購入することも十分可能ですので、よろしくお願ひしたいと思います。今後、どう改善されたのかお伺ひします。よろしくお願ひします。

次なんですが、学校給食についてです。

私は今年の市議選の選挙公報に無農薬・低農薬・有機栽培遺伝子組換えでない作物推進のいちき串木野市を目指すとともに、同趣旨の学校給食を提案と書きました。私に投票していただいた475人の方も支持された内容と思っています。

今日は学校給食に絞って、質問、提案したいと思います。

全ての食材を直ちに有機食材に切り替えるのではなく、できることからやる、できる範囲で始めるという方針でよいのではないかと考えてます。

具体例として思いついたのは有機米の使用です。最初はほとんど全て本市外からの購入になると思います。そして、有機に変えた結果の費用増加分については、保護者の負担を増やすのではなく、本市が増加分を予算措置するという事です。そして、全ての米飯は費用の点から無理ということであれば、週1日でも良いから有機米を始めるということなんです。

本市でつくられた有機米ではないヒノヒカリとい

う米を購入しているとのことだそうですが、成長期の子どもたちは待ってくれません。地元の有機農業の成長を待っているわけにはいきません。

検出された農薬が基準以下であれば問題ないということではなくて、できた作物の中身成分が違うということで、有機作物が尊重されていると考えています。地元の農業より、まずは子どもたちを優先するところから始めるべきと思います。

そして、本市産の有機米に徐々に置き換えられるように、市は具体的な目標となるスケジュールと数値を設定し、買上げ契約を含めた支援策を立てるべきと思います。

食のまちいちき串木野市と自信を持って言えるように、学校給食でも学校給食以外でもできることからやる、できる範囲で始めるべきと思いますが、市長の考えをお伺いします。

**○教育長（相良一洋君）** 学校給食への有機食材の使用についてでございます。

まず、米について申し上げますと、学校給食センターでは週に3回米飯を提供しており、米飯で使用する米については、鹿児島県学校給食会を通して購入したいちき串木野市産のヒノヒカリを使用しており、令和3年度では約2万2,000キロを購入したところでございます。

県給食会で取り扱っている米については、毎年、残留農薬等の検査が行われているところであり、安全性の確認に努めております。

本市では有機米は栽培されておりません。県内においても有機米は生産量が少ないことから、1日に約2,200食を提供する学校給食に対し、必要とする数量を確実に安定的に確保することは困難であると捉えております。

学校給食への有機食材の導入に際しては、何より安定的な供給を確保することが重要です。現状では学校給食に有機米を使用することは困難であり、また、学校給食への地元産食材の活用推進の観点からも、今後も地元産のヒノヒカリの使用に努めてまいりたいと考えております。

また、有機野菜についても年間を通しての使用は困難であると捉えておりますが、1月に実施予定の

鹿児島を丸ごと味わう学校給食において、地元産のニンジンやジャガイモなどの有機野菜の短期間の使用について、検討してまいりたいと考えております。

**○3番（高木章次君）** 有機米の仕入先なんですけど、鹿児島県外も含めて、私は構わないんだと思います。どこでもいいと。目指すのは本市で有機米を全て賄うと。少しずつでもそこを目指すという考え方なんです。

それで、今のニンジンやジャガイモについては、私とほぼ同じような、とにかく少しでもいいから使ってみようと考えられてると。同じように米も考えていただければと思うんです。

地産地消というのはもう当然というか、良いことだと思います。ただ、子どもたちは別だと。子どもたちには可能な限り最善のものを用意しようと。

そのためには地産地消を最優先にしなくてもいいんじゃないですかと。それはもう農家の人に説明して納得してもらおうと。子どもたちのためを考えて、こうなんですと。

ぜひ今日はニンジン、ジャガイモといういい話をお伺いしましたので、ぜひ今後、米も検討していただければと。これはもう日本全体の、また国としてもそちらへ行く流れだと思うんです。少しでもいいから一歩進むと、始めるということなんだと思っております。

今回はこういうきちんとした調査、勉強してない段階でのことなので残念なんですけど、今後も県内、県外、いろいろ学んで、今後、また提案なり、質問なりをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

ありがとうございました。これで質問を終わります。

**○議長（濱田 尚君）** ここでしばらく休憩します。再開は午後3時15分とします。

休憩 午後3時01分

再開 午後3時14分

**○議長（濱田 尚君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、吉留良三議員の発言を許します。



[5番吉留良三君登壇]

**○5番（吉留良三君）** お疲れさまです。今日、最後になりましたが、今日はクールビズでやりたいと思います。

まず3点ほど通告しましたが、1点目。

最近の報道ではイノシシなどの有害鳥獣の頭数は減少しているという報道もされております。例えば、鹿だと200万頭超で、23年目標の135万頭からすると依然として多いと。イノシシも減少はしているんだけど、同じく23年末目標でいうと52万頭ですが、87万頭という依然として多く存在して被害が出ております。

我が市でも、まるでユンボで用水路の石垣を壊しているような、かなりの距離を壊している被害も川上の中組でも2月頃出ましたし、同じ頃、生福でもありました。猿の被害の訴えも多くなっています。

先の予算審査特別委員会でもそのことが議論になりました。対策の一つに狩猟期に中断している鳥獣捕獲補助金の通年的な適用で被害防止に努めるべきとの検討が求められたところです。

これについてどのように検討されているか、お伺いしたいと思います。壇上から終わります。

[市長中屋謙治君登壇]

**○市長（中屋謙治君）** 吉留良三議員の御質問にお答えいたします。

近年の鳥獣によります農作物への被害は深刻な問題であり、猟友会の協力をいただいて、イノシシ、鹿など有害鳥獣捕獲が行われているところでございます。今後、農作物の被害の拡大も予想されることから、年間を通しての駆除も必要な対応ではないか、このように捉えております。

今後の活動につきましては、担当課長より答弁をいたさせます。

**○農政課長（下池裕美君）** 現状では4月から10月は市が捕獲指示を出して、猟友会による有害鳥獣の駆除を実施。狩猟期間につきましては、被害状況に応じて地域を限定した捕獲指示のほか、猟友会員の皆様に狩猟者の本来の目的である狩猟を行っていただいております。

しかしながら、近年の農作物の被害は拡大の傾向

にあることから、猟期であっても農作物の被害軽減のため、捕獲指示を出しての駆除について、他市の取組を参考に猟友会との意見調整を図り、連携の上、年間を通しての駆除の実施に向けて検討してまいります。

**○5番（吉留良三君）** 現在、市の予算として先に決まりましたが、有害鳥獣捕獲事業補助金950万円、県の上乗せ分で932万円と、合わせて1,882万円ほどが支払われていて、猟友会と協力して捕獲作業が進んでます。やっぱり言われるのは、狩猟期になるとさっき言われた状況なものですから、どうしても被害が大きいという声があちこちありましたし、予算審査特別委員会でもそういうことだったと思います。

ぜひそのことを、今、回答いただきましたので、検討していただいて、年間を通して被害を防ぐような手だてをしていただきたいと思います。

それでは、次にまいります。

鳥獣被害を防ぐために猟友会と連携しながら捕獲事業を行ってますが、この間、予算審査特別委員会で報告いただきました猟友会員39名、平均年齢69歳という高齢化と成り手不足の現状が言われております。銃器による捕獲が少なくなって、わなが主になっているとのことであります。

これも先日、新聞に出てましたが、狩猟免許が3年ぶりに減少したということで、猟友会になれる人が免許更新を含めて少なくなったと、3年ぶりだと。これは平均的に60歳以上が6割ぐらいいらっしゃって、大体そういう方々がもうやめるよという方を含めての影響だと書いてありますけれども、ただ、10代から40代は増加しているという傾向が書かれています。

ですから、それらを含めて今後、対策が必要だと思うんですが、今、言いましたようにわなが主になると。1人当たり、本市で言いますと30個のわなに加え、アナグマ用に10個を加えて、40個のわなによる捕獲となっているようであります。

しかし、先日の予算審査特別委員会でも報告がありましたけれども、やっぱり会員による格差といいますか、捕獲実績に大きな差があると報告をされました。一番、頑張っている方はイノシシ

176頭、鹿155頭、合計357頭という捕獲をした方もいらっしゃると思いますが、そのほかに少しはそういう実績に近い方もいらっしゃいますけれど、ほとんどの方と大きな差があるようであります。

それで、今の被害の状況を考えても、それから、猟友会員となるべき人たちの今後のことを考えても、新たな若い方々を確保して、さらに技術力の向上が必要だと。何でこんなに捕獲量に格差があるんですかということに対しては、技術力ということも言われました。とすれば、技術力を向上を図りながら、平均捕獲頭数を引き上げていくためには、そういう技術力を向上させる対策並びに捕獲意欲を高めるためにも、そういうわな等の研修とかが必要じゃないかと思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

**○農政課長（下池裕美君）** 猟友会の方々は、経験豊富なベテランの方から狩猟免許を取得して間もない方など経歴は様々でございます。鳥獣捕獲は常に危険を伴うものでありますので、事故やけがを防止するため、まずは安全研修が必要であると考え、県や警察の協力をいただいて、猟友会の総会時に安全研修を行っているところであります。

今後、年間を通じての駆除の実施を計画するに当たりましては、これまで猟友会独自の初心者向けのわなの研修会を実施されているということですが、その研修に加えて、県鳥獣被害対策アドバイザー派遣事業を活用し、猟友会全体での狩猟技術の向上に向けた研修会等の開催を計画してまいりたいと考えております。

また、新たな狩猟者の確保に向けまして、広報紙等で免許取得に向けたお知らせ、広報に努めてまいります。

**○5番（吉留良三君）** 今、安全研修を含めて、わなの研修ということも言われましたが、ぜひこれを強めていただいて技術力を高めていただいて、捕獲頭数のアンバランスを含めて、さらにはそういう新たな狩猟免許者を含めて確保することが必要なと思います。

ただ、この際、多分、県の補助金、対策実践補助金に入っているかどうか分かりませんが、狩猟税と

か、免許取得の費用、更新費用はかなり高いですね。年間、狩猟期の前に幾らとかがありますね。初期費用とか含めてかなり高いと思うんですけど、これは一定補助をされていると思うんですけど、その辺があれば教えてください。

**○農政課長（下池裕美君）** 補助制度ということでございますけれども、新たな免許取得時に際しまして、取得費用に係る経費について補助制度というものがあるところでございます、更新であったりといったような部分については、たしか制度はなかったように記憶しております。

**○5番（吉留良三君）** 更新費用を含めてかなりの額になるようですので、これを含めて対応していかないと、なかなか高齢になって、もう危ないからとか含めてあるような気がします。

今後、新たな人が意欲を持って取り組むためにも、例えば、これにも出てましたが、中国四国農政局がジビエ給食の導入を目指した手引を作ったというのがありました。それは地域資源の有効活用が一つ、それから、食育の場の拡大がもう一つ、鳥獣被害の軽減が狙いということを含めて出てました。

日置市にありますジビエ処理場との連携とか、様々あると思うんですが、それらを含めて、今後、被害を防ぐために捕ろうということも含めて、あと、そういう捕獲意欲を高めるためのこういう取組も今後ぜひしながら、技術力を高め、そして、捕獲後の対応を含めて対応することが新たな若い人たちを勧誘していくことも含めてできてくるんじゃないかと思うんですが、それらについてどうでしょうか。

**○農政課長（下池裕美君）** やはり猟友会の方々も高齢化が進んできております。新たな狩猟者の確保というものは大事な面であろうかと思えます。

それから、ジビエに関する取組でございますが、近隣の市町村でいわゆる解体施設といった施設等も今はまだ整備が進められていない状況ですので、他県での取組があるようでございますので、そういった取組等を研究してまいりたいと考えております。

**○5番（吉留良三君）** それらを含めて、今後ぜひ鳥獣捕獲体制がより一層強化されるようにしていただきたいです。何よりも最大の課題は捕獲実績を上

げることが最重要だと思うんですけど、やっぱり税を使う以上、公平性、客観性を担保しながら意欲を持った若手の育成、持続可能な捕獲体制で、地域の疲弊とか耕作放棄地の問題とか、今日も議論に上がりましたが、そういうことを防ぎながら、食料の自給率を高めることが今、非常に求められていますので、そのための大きな役割をぜひ引き続き、猟友会の皆さんに担っていただきますような取組を強めていただきたいと思います。

次に行きます。

これも予算審査特別委員会でも出ましたが、最近、イノシシは明らかに見えるんですけど、猿の被害もあちこちでお聞きします。せっかく畑に野菜を植えて、自分のところで食べるような野菜を植えたんだけど、もう全部やられたとか、そういうのが結構あります。

聞きますと、猿の捕獲というのはなかなか難しい。猟銃で撃つ人もいないし、当然、何かためらいがあるようですけれど、なかなかできないということなんです。この間の委員会では猿捕獲用のわなの試験的導入に応募しようということだったと思うんですが、何かそういう話をされました。

それは含めて、今後の見通しがあったらお願いします。

**○農政課長（下池裕美君）** 3月の予算審査特別委員会の中で猿用の捕獲檻を導入するため、捕獲檻の無料提供に申し込んでいるといったような説明をさせていただきました。

これは狩猟器具を取り扱う業者の特別企画展として、新商品の大型の捕獲檻を試験的に無料提供してもらえるもので、申込み多数の場合は抽せんとなるといったようなものでございます。条件について問合せを業者のほうに行いました。現在はこの捕獲檻の設計途中で、完成し次第、申込者の抽せんを行うとのことでした。当選の折には猟友会と連携をいたしまして、また、地域の方々の意見を参考にこの捕獲檻を活用して、猿の捕獲に取り組みたいと考えております。

また併せまして、現在取り組んでおります追い払い活動も継続してまいりたいと考えているところで

ございます。

**○5番（吉留良三君）** 確かに猿については難しい面があります。出てきたら連絡してくださいという話もしてあるんですけども、行ったときにはもういないというのを含めて、なかなか猿については難しいようです。しかし、かなりの被害が出て、野菜作りの意欲をなくしたりとかということにならないように、ぜひこれについては様々な検討を、その新しい機械のことを含めてしていただきたいと思います。

2に遡って、要望だけしておきます。

2番目ですけど、研修と言いましたが、実はかなり猟友会も出方が多いという声もありました。だから、その辺を含めて、研修は非常に絶対やってほしいというか、かなり技術力を高めることは捕獲のためには大事だと思いますが、その辺もうまく調整しながら猟友会と語っていただいて、ぜひ研修のほうは入れていただきますようお願いしておきたいと思います。

次に行きます。

19日の育児の日に市長はイクボス宣言をされました。職員の仕事と家庭生活の両立を支援し、男性の育児休業の取得や年休取得支援、そのための超過勤務の縮減など、職場環境の改善を含めて宣言をされております。

子育てしやすいまちづくりは市長就任当初から言われていますし、イクボスとは単に部下の子育て支援をするだけではなく、仕事と家庭生活の両立を支援するとともに上司自らも仕事と家庭生活を楽しみ、仕事と家庭生活の相乗効果が期待できるとされております。

少子高齢化が本市にとっても最大の課題であるだけに、まず男性職員が率先して育児休業を取得して、地域に当たり前の子育て風景として広げていくことは画期的なことだと思いますし、そのことを意図されて宣言をされたと思います。

そして、イクボス宣言に書いております何点かのことが実施され、浸透していきますと、私生活が充実することで仕事のパフォーマンスも上がって、これは仕事上も市民サービス上も好循環が期待される

と思います。

画期的なイクボス宣言ではありますが、この間、先ほども市長も含めて縷々述べられましたように、これまでの子育てがあまりにも女性に負担を強いてきた現状や現在の職場環境を考えたときに並大抵のことではないと思います。しかし、これはぜひともやらなきゃいけないと思いますし、市長が言われた小さくても豊かな社会づくりのある意味じゃ大事な要素かなと私は思います。

そういうことで、これを今の並大抵じゃない現状を考えたときに、どのように進めていかれるつもりか、お聞きします。

**○総務課長（山崎達治君）** イクボス宣言後の取組についてであります。

子育てしやすいまちづくりを進めるに当たり、去る5月19日、市長がイクボス宣言を行ったところがあります。今回、市長が自らイクボスとなり、男性職員の育児休業を率先して後押しすることで、男性職員の育児休業に対する認識が高まるものと考えております。

市役所内の取組として、まず職員への普及啓発につきましても、対象職員を含め全職員に対し、育児休業や育児休業手当金などのパンフレットを配付するほか、職員厚生会で制作したパパエプロンを対象者に配付しているところであります。

育児休業取得に当たりましては、所属長や周りの職員のサポートが不可欠であります。定例の課長会において、育児休業取得の概要や対象職員への意向確認などの説明を行い、子育て中の職員を職場全体で支える体制づくりを進めてるところであります。

本年10月には改正育児休業法が施行されます。男性職員の育児休業取得の回数が原則4回まで拡大される、このようなことがあります。そのため、本市の育児休業条例などの改正議案も9月議会に提案し、環境整備を進めたいと考えてます。

今後もこの宣言を契機といたしまして、男性職員の育児休業取得や家事、育児参加の普及啓発を行いながら、職員の仕事と家庭の両立のための職場環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

**○5番（吉留良三君）** 先ほども少し申し上げまし

たが、なかなか安易な方向では進まないとは思いますが、ぜひ今言われたことをまず率先して市役所内で推進されて、地域に広げていく取組をしてほしいと思うんです。

公務先行でなくても、ほかのところもちろん取れるわけですが、ある意味では、大企業も少ない中で、公務先行で育児休業などを進めて、子育てを支援して、職員の子育てもなって、出生数も増えていくということも含めて期待されると思うんです。

残念ながらといいますか、法律条例に基づくことであっても、依然として公務員を取り巻く感情もないわけではないと思います。当然の休業や休暇、そして、超過勤務の抑制であったとしても、本市にとっては厳しいといいますか、見る目がまた違う要素もあります。

市民の皆様の理解をいただきながら、一步ずつでもやり抜いて、これが少子社会対策を含めた住みやすい本市をつくっていく、先頭に立ってやることだということを含めてやり抜いていく、断固やり抜いていく。せめて育児休業を男性職員がまず取っていくことから、職場の、さっき何点か挙げてらっしゃる、これらの四つの項目が少しずつでも改善していくことを求めたいと思います。

そのことを本当に地域の理解を含めて、やり抜く覚悟を持っておられるか。もう一回聞きたいと思います。

**○市長（中屋謙治君）** 今回、イクボス宣言ということで守備範囲が広いと思います。

しかしながら、この中で代表的にということで、まずは男性が赤ちゃんが産まれたら、女性だけではなくて男性も育児休業を取るという、これが当たり前の社会になってほしいな。こうなることで少子化の改善に一步でも半歩でも近づくんじゃないかなと、このような思いで今回、宣言をさせていただいたところでございます。

午前中も申し上げました。社会が変わってくる中で、以前の高度経済成長期としますという社会ががらっと変わっております。一番はやはり女性の社会進出だろうと思います。これに伴って、これまで

の仕組みというのがなかなかうまく回っていないということで、午前中、申し上げたのがまず第1点。

社会の仕組み、方針であったり、政策であったり、これを決定するのと、実際、要求されているニーズといいましょか、要望に開きがあるよな。だから、そのためには男女共同参画という、なかなか分かりにくい話でしょうけれども、そこには国会であったり、地方議会であったり、そういうところに女性の皆さん方が入って、そして、女性の意見を反映し、市場のニーズに近い決定をしていただくという、これがまず第一に必要であろうと。

そして、2番目は女性が結婚し、子どもができて働くという。この働くというのが確かに生活の経済基盤をつくるという側面はありますけれども、もう一つ、仕事をすることは自己実現だと思います。

経済的なものだけではなくて、自分の人生の自己実現の中に仕事、就業というのは位置づけられていると思います。そういうことに女性の皆さん方が気づき、そして、それが当たり前になりつつあると。こういう中で、仕事と家庭をどういうふうにはバランスを取るのかとなってきましたという、女性の方が仕事をしながら、そして、家事、育児全てを女性中心で回すというのはあまりにも不公平、難しいんじゃないかなろうかと。

こういうことで妊娠・出産というのは女性しかできませんので、それ以外の家事、育児という部分で、男性がやはりそこに参加をするという社会が望まれるのではなからうかという思いで、イクボス宣言、微々たる動きなんでしょうけれども、その一歩ということで宣言をさせていただいたということでございます。

**○5番（吉留良三君）** 今、市長が縷々述べられた、そのとおりだと思いますし、あの宣言は本当に私はすばらしいものだと思います。

だから、これをどう広げていくかですね。そう簡単なことじゃないと思うんですけど、ぜひ一緒に取り組んで、市役所も働きやすくなったといえますか、子育ても進んでて本当に市の魅力がアップしたよなと、移住したいと言われるぐらい、やがてはそ

ういう魅力あるまちづくりのためにも、これはぜひ進めていただきたいと思います。

ただ、これらを支える職場の問題です。休暇や休業取得、さらに超過勤務抑制をしながら画期的なイクボス宣言を実効あるものとするためには、職場が快く支え合っていく体制が当然、必要です。休みなさい、帰りなさい、子育てしなさいというのが上司だけじゃなくて、職場全体、もちろん地域を含めて支える体制が必要だと思います。

ただ、残念なことに3月、4月の職場の異動やいろんなのを見てますと、どうも休業者、病気休業を含めて見られますし、メンタルを含めて見られます。

これについて職場の現状についてどのように考え、また、休業に至った方々を今後、復帰に際して、どのように対応していくか。そのことについて伺います。

**○総務課長（山崎達治君）** 市役所のメンタルヘルス対策についてであります。

職員が様々な課題に適切に対応し、市民の要望に応え、その能力を十分に発揮するためには、職員一人ひとりが心身ともに健康であることが重要であります。そのために職員の健康管理対策、特にメンタルヘルス対策については重点的に取り組むべきものと考えております。

国が実施しました調査によりますと、令和2年度の地方公務員のメンタル不調による休職者は15年前の約2.1倍となっており、本市においても近年増加している状況にあります。

そのため、毎年、安全衛生委員会において、職員の健康管理やメンタルヘルス対策について検討を行っているところです。特にメンタルヘルス対策については、令和3年度からストレスチェックの有効活用として所属ごとの分析や管理職への説明を行うほか、産業医による研修会の開催、多様な相談窓口の周知など重点的に取り組んでおります。

また、毎週水曜日のノー残業デーにおける定時退庁の徹底や新たに年休を活用したりフレッシュ休暇を導入し、仕事と家庭の両立を図りながら健康管理を進めることとしております。

次に、休職者の復帰の際の対応についてでありま

す。

市では病気休職者が円滑に職場復帰できるよう試し出勤制度を設けております。この試し出勤の実施に当たりましては、職場のサポートが重要でありますので、職員の配属先と緊密な連携を図りながら、本人の意向や主治医の意見を踏まえ、試し出勤を始めているところであります。

また、この期間中は急激に負荷がかかることがないように、段階的な勤務時間や業務量などに配慮した職場復帰プログラムを作成し、休職者の職場復帰に向け、組織全体で取り組んでいるところであります。

**○5番（吉留良三君）** 先ほども申し上げましたように、「お、今度の異動、何」というのであったり、中途退職者が多いんじゃないかなというのがあったもんですから。多分、細かにはあれしませんが、そういう傾向を含めてあったように思います。

やっぱり人は宝ですから、幾ら機械が進化してきても最終的には人間がどう関わっていけるかと思えます。

復帰に際しては十分配慮しながら、今、様々言われましたけれど、その人の個性や能力が再び発揮できるような温かみのある対応をして、今後、力を合わせていけるように対応を求めておきたいと思えます。

次に、このような状況になった原因。やっぱり原因があつて結果があると。これが全てじゃないと思うんですけども、やっぱり仕事の関係、仕事量と人員の関係を含めて、私はあると思えます。

これまでの定数減で職員の負担が増していないのか、定数減に応じた業務量になっているのか。これは本市だけのことではなくて、はっきり申し上げまして、交付税措置を含めて、定数削減が求められたし、トップランナー方式ということで減らしたところにより交付税を増やすとか、様々なやり方がされて今日の状況に。社会的にも非正規を含めて非常に働き方が悪くなって、4割近い非正規の働き手が増やされていますけれど、市役所も同じような状況になっていると思えます。

このような状況でやっぱり難儀している分があるんじゃないか。人を減らすならいいですか、仕事

が減ったなら人を減らす、あるいは人口減もいろいろ要素はありますから、一概なことは言えませんけれども、本当に定数減が優先されて、業務量との整合性を含めて、本当に確認されながらやられたんだろうかと思えます。

その辺の定数と業務量の関係を含めていかがでしょうか。

**○総務課長（山崎達治君）** 職員の定数減と業務量についてであります。

本市においては合併以降、行政改革大綱等を策定し、厳しい財政状況の下、組織機構や事務事業の見直し、指定管理者制度の導入、施設の民間譲渡などに取り組み、事務の効率化や業務量の縮減を図りながら職員数の削減に取り組み、定員の適正化に努めてきたところであります。

令和3年2月に本格的な人口減少社会や厳しい財政状況などに対応するため、必要な行政サービスを維持しながらも、その人口規模に見合う職員数を基本とする定員管理計画を策定したところであります。

今後もこの計画に基づき、最少の経費で最大の効果を得るために、事務事業の見直しやICTの活用による事務の効率化などを進めるほか、事務事業の委託などにより、事務、業務量の縮減に努めることとしております。

また、重要施策や行政需要の高い業務に対しましては、人員の重点配置を行うとともに、再任用職員、会計年度任用職員などを含めまして、業務の内容や特性に応じた職員の配置に努めながら、効率的な行政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

**○5番（吉留良三君）** 今、お答えいただきましたが、4割近い、いわゆる会計年度任用職員を含む非常勤職員を配置せざるを得ない、いないと仕事が回らない現状を含めて、今はあるんじゃないかと思わざるを得ないです。会計年度任用職員の処遇を含めて、改善もされなければいけないし、本市だけでどうこうという問題でもないような気がしますけれども、ぜひそういうことを含めて、仕事に応じた対応を含めて、しっかりと対応していただいて、業務量に応じた人員を確保できるように求めておきたいと考えます。

最後に、人材育成による対応も必要ではないかという観点から申し上げます。

職場環境改善により働きやすい職場づくりをして、情報技術を駆使して少数精鋭で対応するとしても、最後は人に頼るしかないと思います。どのような人材を育てていくかがポイントだと考えます。

本市では人材育成基本方針を定めていますが、これまでの成果と課題について伺います。

**○総務課長（山崎達治君）** 本市の人材育成基本方針における取組についてであります。

人材育成基本方針は市民に信頼され、意欲ある職員を育成することなどを目的に策定したところであります。

この方針には職員の基本姿勢として、「市民感覚」、「挑戦」、「プロ意識」を定めるほか、適正な人事管理と職員一人ひとりの意識改革、能力と資質の向上を図るための研修により人材育成に取り組むこととし、取り組んできているところであります。

これまで、総務省、鹿児島県、鹿児島市などへ研修派遣を実施しているほか、地域とのつながりや市民感覚などを養う機会として、「やねだん」や「かしん経営大学」への研修派遣などを行っているところであります。

これらの方針に基づいた研修等の実施により、職員一人ひとりの意識改革、能力資質の向上につながってきたものではないかと考えておりますので、今後も継続的に実施してまいりたいと考えております。

**○5番（吉留良三君）** 今までそういう形でやっけてこられて、研修についてもいろいろな形、職場研修があるし、職場外研修、自己研修、様々な研修があります。今回も県や市、国に派遣をしたりとか、そういうこともありました。

そういった中で現場感覚を養う研修とか、それから自己研修にしても職場改善をして、この宣言にあるような少しでもゆとりのある生活ができる状況になったときには、時間的余裕も含めて、自己研修、それと地域との交流とか地域参加とか様々なできると思います。

それを含めて、様々な複合的な課題として研修を進めていただきたいと思いますが、時間がありません

ので最後に行きたいと思います。それを含めた形で申し上げたいと思います。

人材育成を効果的に推進するために必要な部署への専門職の配置、育成について、どのように考えられるか、お伺いします。

**○総務課長（山崎達治君）** 専門職員の配置についてであります。

特定の知識と技術を持った土木技師、保健師などにつきましては、業務量の増加、退職者の動向、職員構成等を勘案し、優先的に職員採用を行ってきております。また、高度な資格や経験等を有する農業指導員やケアマネジャーなどの職種については、会計年度任用職員を配置してきているところであります。

今後も専門的知識や技術を要する業務につきましては、それぞれの業務、職務内容などを踏まえまして、技術職員や会計年度職員など必要な専門職員を配置していきたいと考えております。

**○5番（吉留良三君）** これだけ人が減ってきますと、そうした中で4年サイクルで人事異動、職場異動もされますと、なかなか思うように私は専門的な仕事があるところは厳しいんじゃないかなという気がします。今、課長が今後のことを言われましたけれど、例えば、農業とか土木とか、そういうところの新たな方向があれば、私は職場に安定感が出てくると思います。

異動していったら結構変わったな。そして、もちろん一般的な事務職の方が多いと思うんですけど、職場に安定感が出てくるような気がします。ですから、今後の職場を考えて、そういうイクボス宣言などのような取組を進める上でも、ぜひ専門的な人員を配置して、あの人がおれば何とか職場を守れるというか、そういう職場の安定を含めた取組をぜひ進めてほしいと思います。

この間、市長が言われる選択と集中。政策を選択する際に必要な知識、経験、先見性を含めて醸成された中で、例えば、農業問題であればこういう方向でいこうとか、ただ補助金がつくからということじゃないと思うんですよね。そういうことを言われると思うんですけど、そういう選択をするためにも

やっぱりそういう人を育て配置していく必要があるんじゃないかなと思うところです。

それから、同僚議員がいつか長島町の窓口の対応を言われましたが、それと同じことですけど、例えば福祉の職場に、これは聞いた話ですけど、「同じことを何度も言わされた」と。係が違うのかな。「同じことを何度も言わされた」と。正直言いますと、福祉に行くというのは少しほかのところに行くのと違う要素もあると思うんですよね。お分かりだと思うんですが、請求をしたり、なしたりですね。そうした中で、「もう何度も同じことを言わされて」という声も聞きました。

それと、この間の議論でいうと、ある一定の係長なのか、補佐なのか分かりませんが、それぐらいの人を窓口の前面に置いていただいて、もうさばいていく。これはこうですよ。実際の実務は補助する人というか、係員にしてみたらどうか。

そういうことを含めて、ぜひそのことで今、課長が言われました人材育成方針、市民の息遣いがかかる、市民の声が聞ける職員となるというのが方針に書いてました。私も見させていただきましたが、

そういうことが一つはやっぱり現場感覚といいですか、市民の生の声を聞く。そして、福祉職場なんかでいうと、一番前面に立って、そのことを聞きながら、市民の要望、声がこうなんだなというのを肌で感じながら、その人をまた育てていくというのを含めてあると思うんです。

そういうことを含めて、ぜひ今後、まさにイクボス宣言が市内全体に広がって、我が市が子育てのしやすいまちづくりということでイメージをアップしながら、移住者も含めて、一緒に頑張っていく。そして、育児休業をしたら、地域にも出て、地域の人たちとかねてはなかなか交流できない人たちとも交流したりしながら、地域づくりにも参加するとか様々な要素があると思います。

それらを含めて、もう今日は時間がないので、最後に申し上げて質問を終わらせていただきます。

**○議長（濱田 尚君）** 以上で本日の日程は終了しました。

---

△散 会

**○議長（濱田 尚君）** 本日はこれで散会します。

散会 午後4時01分